

平成17年第2回潟上市議会定例会会議録（第3日）

○開 議 平成17年 9月16日 午前10:00

○散 会 午後 5:27

○出席議員（51名）

1番 二田 功	2番 菅原 伊佐美	3番 千田 正英
4番 鑑 則夫	5番 佐藤 富夫	6番 菅原 勉
7番 吉田 義雄	8番 門間 兵一郎	9番 児玉 春雄
10番 佐々木 松雄	11番 千種 清一	12番 佐藤 昇
13番 大谷 貞廣	15番 富樫 鉄蔵	16番 佐藤 義久
17番 淡路 五十一	18番 藤原 幸作	19番 鎌田 久
20番 伊藤 金英	21番 村井 政克	22番 佐藤 正信
23番 後藤 一志	24番 伊藤 博	25番 佐藤 忠悦
26番 澤井 昭二郎	27番 菅原 久和	28番 佐藤 恵佐雄
29番 菅原 養太郎	30番 西村 武	31番 奈良 与三郎
32番 成田 進	33番 菅原 市郎	34番 土肥 茂宏
35番 鑑 仁志	36番 武藤 守	37番 小林 友明
38番 藤原 幸雄	39番 佐藤 傳一郎	40番 嶋田 満雄
41番 菅原 俊雄	42番 大澤 一義	43番 鈴木 組子
44番 堀井 克見	45番 佐藤 幸孝	46番 藤原 典男
47番 伊藤 栄悦	48番 徳原 恭一	49番 菅原 権悦
50番 阿部 幸基	51番 門間 英也	52番 赤平 末次郎

○欠席議員（なし）

○欠 員（1名）

14番

○説明のための出席者

市 長	石 川 光 男	教 育 長	小 林 洋
総 務 部 長	大 越 宏	企 画 部 長	鑑 利 行
産 業 建 設 部 長	伊 藤 賢 志	市 民 生 活 部 長	菅 生 一 也
福 祉 保 健 部 長	門 間 鋼 悦	教 育 次 長	千 種 肇
総 務 課 長	鈴 木 公 悦	総 合 政 策 課 長	鈴 木 司
財 政 課 長	澤 井 昭	税 務 課 長	伊 藤 正
産 業 課 長	山 口 義 光	建 設 課 長	鈴 木 利 美
都 市 整 備 課 長	鎌 田 洋 一	会 計 課 長	櫻 庭 新 悦
収 納 課 長	中 泉 作 右 衛 門	追 分 出 張 所 長	鈴 木 久 雄
財 政 課 長 待 遇	三 浦 喜 博	下 水 道 課 長	藤 原 貞 雄
水 道 課 長	小 林 健 一	総 務 学 事 課 長	佐 藤 磐
市 民 課 長	宮 田 隆 悦	社 会 福 祉 課 長	児 玉 俊 幸
幼 児 教 育 課 長	田 仲 茂 隆	生 活 環 境 課 長	鈴 木 鋼 生
健 康 課 長	川 上 秀 佐 男	生 涯 学 習 課 長	丸 谷 昇
スポーツ振興課長	根 一	国 体 事 務 局 長	菅 原 徳 志
高 齢 福 祉 課 長	門 間 裕 一	飯 田 川 庁 舎 総 合 窓 口 外 長	山 平 東
昭 和 庁 舎 総 合 窓 口 外 長	佐 々 木 博 信	天 王 庁 舎 総 合 窓 口 外 長	伊 藤 清 孝

○議会事務局職員出席者

議会事務局長	肥 田 野 耕 二	議会事務局課長待遇	伊 藤 正 吉
--------	-----------	-----------	---------

17年第2回潟上市議会定例会日程表（3日目）

平成17年9月16日 午前10時開議

会議並びに議事日程

日程第 1 一般質問

午前10時00分 開議

○議長（赤平末次郎） おはようございます。

ただいまの出席議員は51名でございます。定足数に達しておりますので、これより平成17年第2回潟上市議会定例会を再開致します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ皆様のお手元に配布したとおりでございます。

一般質問の前に市長より行政報告の要請がありますので、これを許可致します。市長。

○市長（石川光男） おはようございます。私から議長の許可を得まして、2つの件についてご報告をさせていただきます。

まず第1点目は、種苗交換会についてであります。

来年度秋田県種苗交換会の開催地について、昨日、JAみなみ鈴木副組合長が来られてまして、中央会より来年度の種苗交換会の開催について男鹿市、潟上市に開催してほしい旨の打診があったと。JAみなみの考え方は、男鹿市は前に開催されている経緯もあり、潟上市の開催が望ましいとの見解でありました。ついでに、JAみなみは9月22日の理事会で決定した後、潟上市に正式に開催要請したい考えであるということでありました。開催実施時の財政負担は3,000万円以内であるとのことでありました。私としては、潟上市議会として交換会招致の議会決議をしていただければ、これほど心強く、また幸甚であると思っております。宜しく願いしたい。

2つ目は鯉ヘルペスのことでございますが、鞍掛沼公園の鯉に鯉ヘルペスが発生致しておりますので、その報告と当面の対応について申し上げます。鞍掛沼公園の池には約2,000匹の鯉がおります。9月12日、数匹の鯉が死んでいるのを確認し、状況を注視しておりましたが、翌13日、また30匹の鯉が死んでいるのを確認し、その状況を写真撮影して、すぐ県と対応について協議致し、翌14日、検体（鯉の死んだもの）を県水産センターに届け、午後5時半頃、1次検査で鯉ヘルペスと確認されました。それを受けて、昨日15日、発生後の取扱い、今後の対応、方針等について県と協議を致しました。鯉ヘルペス病は、ご承知のとおり持続的養殖生産確保法により特定疾病に指定され、蔓延防止のため、鯉の移動禁止や死んだ鯉の完全処理等の対策が必要となります。なお、鯉以外の魚や動物、もちろん人への感染はありませんが、現在のところ治療の方法がないとのことあります。当面の対応であります。早急に注意喚起の看板を設置し、見回りを強化し、死んだ鯉を確実に焼却処分することとし、同時に県の指導を仰ぎながら今後

の対応方針を定めたいと存じます。なお、2次検査のため検体を国立養殖研究所へお願いしておりますが、結果による鯉ヘルペス病の確定は9月20日の見込みであります。

以上でございます。

○議長（赤平末次郎） 市長の行政報告は終わりました。

【日程第1、議員の一般質問】

○議長（赤平末次郎） 日程第1、議員の一般質問を行います。

本日の発言の順序は、通告順に従いまして50番阿部幸基議員、6番菅原 勉議員、21番村井正克議員、28番佐藤恵佐雄議員、46番藤原典男議員、41番菅原俊雄議員の順に行います。

◇50番阿部幸基議員の発言を許可します。50番阿部議員。

○50番（阿部幸基） 50番の阿部幸基です。このたびの第2回9月定例議会において、4点の一般質問を行うものです。市長並びに教育長、関係部長からご答弁を宜しく願いするものであります。

第1は、出戸浜海水浴場トイレ等と海岸線周辺環境整備について質問を行います。今年の8月は30度を超える真夏日が16日間もあり、また夏休みということで出戸浜海水浴場を利用する家族連れなど約2万5,000人が訪れ楽しんでいただいております。車の台数も6,000台、その半数が県外ナンバーの車と伺っております。しかし、出戸浜海水浴場のトイレが旧式トイレで不衛生であることと、駐車料金が高いとのことで引き返すお客さんが多く見られたと伺っております。駐車料金については、普通車が400円、軽自動車300円、中型バスが800円、大型バスが1,200円の駐車場料金になっているようです。なぜこのような料金になっているかと申しますと、2か月間の土地の借り上げ代が50万円のため、維持管理費を含め赤字にならないようにしていると関係者から伺っております。隣の男鹿市の海水浴場は、宮沢、戸賀、五里合と3か所ありますが、戸賀と五里合は無料で、宮沢海水浴場は土曜日・日曜日・祭日だけが有料で、1台200円の料金をいただいているようです。今申し上げましたことを考えましても、出戸浜海水浴場を利用するお客さんの判断で、今後の利用者数の結果が言うまでもなく数字に表れると思います。市長も関係者の皆さんからご要望を伺っていると思いますが、関係者の声を代弁して建設的なご提言を申し上げたいと思います。

まず3つあります。

トイレはすべて旧式で不衛生ですので、平成13年3月議会の旧飯田川議会の一般質問

で「下水道普及の困難な地域に対して、合併処理場、合併処理浄化槽の対策をせよ」と取り上げました。「平成15年度から実施します」と、当時の町長から明確な答弁をいただいていることを私は記憶として残っております。合併処理浄化槽事業特別会計も潟上市において発足していますので、衛生的で皆さんに喜ばれるトイレへと改善していただきたいと思えます。

また駐車場の料金につきましては、土地の所有者との協議も必要と思えますので、関係者とよく協議の上、市からの援助対策を含め、今後駐車場の無料化の方向を考慮していただきたいと思えます。市長のご所見を伺います。

続きまして、潟上市の海岸線は約12キロほどありますが、特に出戸浜海水浴場から北の方向の海岸線は、流木、ペットボトルのごみなどの漂着物で大変な状態であります。私は市民から苦情をいただき調査した結果、国の東北地方整備局の秋田河川事務所の方と話し合うことができました。話し合いの中で少々納得した点もありますが、漂着物の大本とは雄物川ではないかというところまで回答をいただいております。湯沢河川事務所と連携をし、雄物川にごみなどを捨てないように啓蒙活動を行っているということですが、所々ごみの山が見られるとのこと。このごみの山が日本海に流れ、海流と北風によって潟上市の海岸に流れ着くのではないかと予想されているようであります。

現在、県では昨年の台風被害によって自転車道が崩壊したため、海での離間工事と出戸浜海水浴場の波の海岸浸食防止のための工事事業が行われています。また電話でのお尋ねでしたが、年末にかけて流木とごみの撤去作業も計画していきたいとのご答弁を県の方からいただいております。潟上市も海水浴シーズン前は、ローダーでごみの撤去作業と700台の駐車場の整備を行っているとのこと。今後、国の東北整備局秋田河川国土事務所、県の建設交通部河川防災災害班との協議を行い、「潟上市の海岸線をきれいにして、男鹿の山々や鳥海の霊峰が一望でき、日本海に沈み行く夕日は迫力満点、海水浴を心まで満喫できます」と、潟上市のガイドブックに書かれているように、皆さんできれいにしていきたいと思えますので、関係機関との協議を重ね、機械力と人力を活用しながら県内外のお客さんを逃がさないように、「来て良かった出戸浜」と言われるようにしていきたいと思えますが、市長のご所見を伺います。

第2の質問は、高校生への通学費の支援対策について伺います。

5月1日現在で潟上市の高校生は、男子568名、女子516名の計1,084名が在学しております。高校への進学率も97%に達しており、ほぼ100%の進学状況です。今日、少

子化時代を迎えるとともに夫婦の離婚も多く、母子家庭、父子家庭が急増しているのが現状であり、社会へと旅立つ年頃の多感な時期に、いろいろな苦勞を体験しているのが現代社会の高校生の姿ではないかと思うものであります。

また、高校生が毎月学校に納める校納金は、授業料が公立の場合9,600円、私立では平均2万4,000円、そのほかに部活、修学旅行費等々の必要経費が毎月2万から3万円かかるということで、経済的に親の負担が増えてきております。また通学に係る経費、すなわち電車の定期券代も、秋田駅の下車をみても二田駅からは7,190円、大久保駅からは6,960円、飯塚駅からは7,160円、追分駅でも5,120円が毎月かかり、親の負担は公立と私立の月平均3万から5万の経費と思われまます。

生活困窮者に対しては授業料の減免制度、育英資金制度などの救済手段があります。このような現実の中で、高校生のアルバイトが急増し、学力の低下、体力の弱体など高校生の生活に謙虚に表れております。私からのご提言ですが、親の負担が増えている中で、将来の潟上市を立派に担っていただくためにも義務教育ではありませんが通学費の月半額補助の支援対策を講じることをご提言致します。市長のご所見を伺います。

第3の質問は、県教育委員会との協定書の具体的な内容について、ご質問を致します。9月7日に県教育委員会と潟上市が結んだ資源の活用で教育効果を高めることでの連携協力に関する協定書の具体的な内容について、教育長に伺います。新聞報道を拝見しますと、市内の小学校、中学校10校と県総合教育センターとの連携によりまして、1つは学校が抱える課題にセンターの指導主事が個別に対応する。2つは、センターの研究成果を校内研修で活用する。3つは、学校経営に関して足腰の強いモデル校をつくる。4つは、センターでの教育研修を学校現場で行うことなどを検討するという内容になっております。

私が1番に心配するのが、週5日制の少ない時間の中で、先生はその先生の持ち味、個性を生かして、やる気のある児童生徒に時間をかけて指導を行ってきておりますが、時間的な保証がこの協定書の中で確立できるのかと心配するわけでありまます。ゆとりのある授業こそが、やる気を起こさせ、集中力を高めて、学力、体力向上につながっていくのではないかと私は思います。今申し上げました4つの点につきまして、抽象的で内訳がよくわかりませんが、率直に申し上げまして私の現在の見解であります。もし今後、協定書の内容を充実させ執行するために、現場の先生、児童生徒、PTAに対して説明会などを行う手立てを行うのか、教育長に協定書の今後の方針を伺います。

また、文部科学省は2006年度に試行試験、2007年度に本試験ということで、小学校6年生、中学校3年生を対象に240万人への全国学力テストの実施に向けて動き始めております。これは学力低下の問題を懸念して行うようではありますが、県教育委員会との協定書との関係も、この文部科学省が行おうとしている全国学力テストに向けて取り組んでいくのか、教育長に伺いたいと思います。

第4の質問は、冬期間の除排雪対策について質問を致します。

この近年、降雪の時期が早まり、除排雪の対策も雪が降ってからでは遅い状況にあります。昨年の旧3町の除排雪時の経費を見ても約9,000万円を超えております。旧天王町では昨年は約5,700万円、旧飯田川町では約3,100万円の多くの経費がかかり年々増えている現状であります。今年度も約9,600万円の予算をみて、冬期間の除排雪対策を講じるよう対策を立てているようであります。現在の市道等の路線数は、旧天王町では537本、総延長で209.8キロ、旧昭和町は208本、総延長で106.25キロ、旧飯田川町では191本、総延長で58.6キロの合計936本の総延長374.65の市道があります。この路線全部が潟上市に引き継いでおりますので、今後の対策の重要性がわかるとともに、同時に指揮を取る行政、作業する委託業者の仕事は大変なことと思います。そこで、平成16年2月13日に開かれました第10回合併協議会において、新市において道路除雪計画を策定すると確認されておりますが、その策定作業は進んでいるのか伺います。また、旧3町によっては直営方式、委託方式等を含め均衡のとれた作業形態をとり、市民サービスが後退しないように願うものであります。策定書ができていなければ私からのご提案を申し上げたいと思いますので、宜しくお願い致します。

1つは、通勤通学での作業事故がないように午前6時半頃まで除排雪の作業を基本的に終わるようにすることです。2つは、8.2キロの通学路の除排雪道路を通学時間帯前に終わるようにするものであります。3つは、降雪によって道路幅がわかりづらいところにポールを立てて安全策を講じることであります。4つは、坂道や信号機の停車位置など凍結のあるところは、凍結防止の流雪機器の点検、凍結防止剤の散布などを行うということです。5つ目は、大雪の場合、河川や広場など排雪する場所を決め、市民に周知することです。6つ目は、委託業者に対し、均衡のとれた作業形態と安全確認を徹底することです。

以上の6点ではありますが、市民の皆さんから苦情のないように、大変な仕事でありま

すが徹底して市民の足を守っていただきたい、その思いで市長のご所見を伺いたいと思います。

以上です。どうもありがとうございました。

○議長（赤平末次郎） 当局の答弁を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 50番阿部議員の一般質問にお答えを申し上げます。

1点目の出戸浜海水浴場トイレ等と海岸線周辺環境整備についてであります。出戸浜海水浴場の3か所のトイレはすべて汲み取り方式でありますので、天王町当時も公共下水道への接続等について検討を致しております。その結果、埋設管による場合、延長が長くて工事費が高額になることから断念した経緯がございます。また合併浄化槽等に改造するためには約200人程度の槽が必要で、海浜地帯であることから処理水の流末排水の問題があることや、使用期間が夏期の2か月間に限られる中で工事費が高額になることや、維持管理費がかさむこと、さらには浄化槽の設置場所が出戸地区共有財産管理組合及び秋田県の借地となっていることなどの問題があります。このようなことから、今後は他の方法なども含め、これらの課題を解決するため関係者等と協議をし、対処してまいりたいと存じます。

出戸浜海水浴場の駐車場料金については、管理運営を行っている出戸浜海水浴場組合に運営状況をお聞きしましたところ、同海水浴場の駐車場用地については、出戸地区共有財産管理組合より7月、8月の2か月間借用しており、その借地料はご指摘のとおり50万円とのことであります。一方、駐車場の管理体制は2名で、午前8時から午後5時までの管理で、料金の徴収は午前8時30分から午後3時まで、それ以降は翌朝8時30分まで無料となっております。また、雨天の日も無料となっております。このほか同組合が管理を行っている管理施設等の状況については、トイレの清掃等に1名、海水浴場の監視員が3名ということで、総体の維持管理費は相当かさむと伺っております。これに対し、支援措置としては海水浴場は観光事業の一環でもありますことから、市観光協会からは同組合に対し15万円を助成しております。また市では、市が所有する建設機械、除雪ローダー等により浜辺の整地とごみなどの除去、駐車場の生成などを実施しております。このほか同組合でも重機を借り上げて浜辺の整備にあたっております。このように、かかる経費が大きい中で、お客さんにできる限り負担をお願いしないようにしているところではありますが、土地の借り上げによる基礎的な部分もあり、ご指摘の料金体系を組んでいるとのことであります。今後は、共有財産管理組合並びに海水浴場組合と協

議を進めてまいりたいと思っています。

海岸線周辺の環境整備につきましては、この海岸支援の所管は県であります。これまで随時クリーンアップを実施しております。昨年は県からの協力要請を受けて、旧天王町の職員、そして地域住民の協力を得て実施しております。今後も当市と致しましては、風光明媚な海岸線を保持するために全面的に協力してまいりたいと存じます。また、出戸浜海水浴場につきましては、出戸小学校の3年生から6年生の児童と秋田県立秋田西高等学校の生徒が浜辺の清掃を行い、ボランティア活動を体験しております。

このほか周辺の出戸浜バイパス並びに防風林につきましても、例年、秋田地域振興局農林部が「夕日の松原クリーンアップ」と称して事業を実施しております。この事業は、秋田湾の関係市町村並びに住民の方々に呼びかけ、バイパスと松林のクリーンアップを行っているもので、これも多くの住民と旧町職員が参加しております。今後は潟上市としてさらに広い範囲からの市民参加を呼びかけ、また参加を期待するものであります。このように多くの方々が、この浜辺の環境向上に携わっておられますので、今後ともより一層関係機関と連携を深め、海岸線周辺の美化に努めてまいりたいと存じます。

2点目の高校生の通学費の支援対策と、それから3つ目の協定書の件については、教育長が答弁を致します。

冬期間の除雪対策についてであります。除雪計画につきましては現在、除雪路線は市道も含めて車道の路線数が932路線、延長365キロメートル、歩道の路線数が14路線、延長14.1キロメートルとなっております。除排雪に係る経費は16年度決算で約1億円を超えており、ここ数年、特に天王地区においては空き地に排雪していたものが所有者から断られる箇所が多数出てきております。また、警察からは平坦なところでスリップ事故が起こると融雪剤の散布を要請され、除排雪にかかわる経費も年々増加しているのが現状であります。以上のことを踏まえ、委託業者と機械台数の把握と機械能力等を勘案しながら10月末までに除排雪計画を策定する予定であります。

市の除排雪の基本的な考え方は、1つは除雪は原則として7時まで完了し、排雪する場合は安全を考慮して車及び歩行者、特に児童生徒の少ない時間帯に行う。2つは、坂道・交差点・急カーブ等の箇所については、気象条件を見ながら凍結防止のための融雪剤を散布し、危険箇所の解消に努める。以上の2つを柱としてご提案にある事項についても組み入れて除排雪計画を策定し、市民と行政が一体となって安全で円滑な冬期間道路交通の確保に努めたいと思いますので、今後ともご協力お願い致します。

以上でございます。

○議長（赤平末次郎） 小林教育長。

○教育長（小林 洋） 50番の阿部議員の質問の2つ目、高校生への通学費の支援対策について申し上げたいと思います。経済的な理由により、高校生に授業料の未納者が増加傾向にあるとのご指摘は、県の調査から見てもそのとおりであると思われま。県では、そのような場合、各学校に対して直ちに対応するように指導しております。さらには自校の教育振興や活動に必要であるとの理由で、学年や学校で徴収する校納金は最小限に抑えることや省力化を図るよう指導しております。またアルバイトについてでありますけれども、各校とも許可制をとっております。学業と高校生活に支障を来たさぬよう厳格な規定を設け、指導しております。また経済的に高校生活に支障がある場合、各校育英資金が貸与される制度がありますので、利用するのも1つの方法だと考えます。ご提言の高校生に対する通学費の月半額補助の支援対策を講ぜよということではありますが、諸般の事情を考えてみても現行の制度のもとでは難しいととらえておりますので、ご理解のほどお願い申し上げたいと思います。

3つ目の県教育委員会との協定書の具体的な内容についてということではありますが、まず最初に申し上げておきたいと思。これは各学校の主体的、自発的な要望を最重視して地教委と相談しながらやっていくものであります。

このたびの県教育委員会との連携の協定書には、潟上市内の各小中学校の教育目標を実現するために、それぞれの学校が抱える教育課題の解決を目的とすることが明記されています。この各学校の教育目標は、学校の教職員、児童生徒、保護者、そして地域の方々の願いであります。

学校においては、学期ごとに教職員や保護者、地域の方々、それぞれの立場で教育目標に照らし合わせて学校の活動等について評価を行い、結果をまとめています。そのまとめから学校の教育課題が明確になります。その教育課題を解決するにあたり、即実践につながる専門的な情報や技術を得るために学校外からの協力を願うことがあります。

幸いにも潟上市には県の総合教育センターがあります。総合教育センターには、教育に関して専門的な知識や、すぐれた指導力を持っている指導主事がいます。この指導主事は総合センターの中で一般の教員の指導をしています。今回の連携協力により、指導主事が直接学校に出向き、学校の教育課題の解決に向けてアドバイスすることができま。例えば、学校の先生方にとりましては指導主事の先生方から指導方法や指導技術に

ついて実態に即した情報を得ることにより、悩んでいたことを解決でき、よりよい授業づくりのヒントを得て、より質の高い授業づくりを目指すことができます。つまり指導力の向上ができます。また、指導主事から授業してもらうことも考えております。子供たちが直接に話を聞いたり、わからないことを尋ねたりしながら学習を進めることができます。子供たちは興味と関心を持ち意欲的に取り組むものと思います。このような教育を行うことにより、心豊かでたくましい子供を育てていきたいと思っております。

教育センターにとりましては、潟上市の小学校や中学校を一般の先生方の研修の場とすることにより、総合教育センターの中ではできなかった、児童生徒を目の前にした研修を行うことができます。より実践的で研修を行うことが可能になります。この点に関しても潟上市の各小中学校の教員、児童生徒にとりまして励みとなり、良い影響があるものと思っております。

なお、ご質問にもありましたけれども、この連携協力に関しては、機会をとらえて学校の職員会議や児童生徒の集会、PTAで説明し、よりよい取り組みとなるよう皆様とともに共有していきたいと考えております。また、実施にあたっては、学校と十分協議し、進めていきます。

もう1つの質問にありました全国学力テストと協定書との関係のことではありますが、この点に関しては今お話ししましたとおり、連携協力は学校の教育課題の解決を目的としていますので、全国学力テストとは直接関係はありません。

以上であります。

- 議長（赤平末次郎） 50番、再質問ございませんか。
- 50番（阿部幸基） 再質問を行います。

1点目の出戸浜海水浴場の件を、もう1度質問したいと思っております。

市長からご答弁いただきましたが、出戸浜共有財産の方から借りているということで多額の金額で、過去はもっと安かったそうですが、そういう状況で、経営が大変だと伺っております。また環境美化も、もっともっとやってもらわないとお客さんが逃げていくと。せっかく来たお客さんもUターンしていく状況を何度も見ているということです。私も実際、潟上市民の皆さんから「出戸浜をもう少しきれいにしてね」という苦情をたくさんいただいて2、3回伺っております。ですので、もう少し市長から突っ込んだ回答をいただきたい。トイレの改善、それから海水浴場の駐車場料金の額、提言、また助成の金額の増額、こういう点について前向きのご答弁をお願いしたいと思っております。

なぜかといいますと、わずか2か月の海水浴で、きれいなときれいでないのでは、先ほど言いましたように約6,000台の車の半数が県外のナンバーだと聞いております。私も実際どうかなと見ましたら、やっぱり県外ナンバーが多いです。イメージダウンにつながるためにも早急に、せっかく合併してこれからすばらしいまちづくりをしていく一環ですので、やはり県外の方々にも「ああ、すばらしいな」と言われるような措置をしていただきたい。

また海岸線の美化についても、やはり関係機関と大いに協議の上、早急にしていただきたい。あの現状を見ますと私も大変だなと思っておりますが、国に対しても県の担当者に対しても一歩もひるまずに私はお電話で回答をいただくように頑張りましたので、市長の方もひとつ宜しく願います。もう少し突っ込んだご答弁をお願いしたいと思っております。

2点目は交通費の件ですが、今の高校生の現状を考えますと大変だなと思っております。私も3人の子供を高校にあげましたが、本当に火の車でした。平成13年に、ほかの合併前の山間部の町がそういう助成制度を行うということで、いろいろと検討して行った話を私も聞いております。ですので、やはり財政的に厳しいと言いながら、将来この潟上市に戻っていただく、将来を構想する、考える、この高校生、潟上市の子供たちにこういう支援をし、将来は潟上で働いてもらいたいと、そういう思いも込めてやはり頑張って体力、学力、その方向で高校生に贈るという気持ちを表してもいいんじゃないかと思っております。ですから将来私たちの潟上市を担う子供たち、今、小学校とか幼稚園もかなりの助成がされておりますが、私は高校生にも光を与えてもいい時期じゃないかと思っております。その点について、もう1度市長からお考えを伺いたいと思っております。

3つ目は協定書のことですが、協定書の中身を具体的に見ますと、平成18年3月31日末とする、わずか1年、2年ですか。さらに1年更新するものとするということですが、いろいろ現場のことも伺っておりますが、やはり現場の先生方からは何をするのか、現場の先生方のどこが指導が弱いのか、どこがいいのか、その辺をはっきり言っていたらなければ、現場の先生方に混乱が生じるという内容を聞いております。授業日数も小学生では約200日、中学生でも平均198日ぐらいと、限られた日数で、また時間の中で、本当にこの短い2年余りの協定書の中でどういう成果が出てくるのか、私は疑問視されていると思っております。何をやるのか、そしてどういう成果が出るのかということをお話して、目的をもって現場にあたるのが私は協定書の中身じゃな

いかと思いますが、その辺もう少し突っ込んだ内容を教えていただきたいと思います。

最後であります。除雪、排雪の問題であります。今市長から前向きのご答弁をいただきました。もう既に今回の補正予算で金額が上程されております。上程される前に、やはりこの除排雪に対する策定書を議員の皆さん、議会に提示して、その内容を伝えることが大事じゃないかと思います。予算ができる前に、これでいいのかという話し合いがあつて然りだと思ひますが、その金額が出て、後から策定するという内容なのか、それとも案として具体的にあつて予算措置されたのか、その辺の作業形態について伺いたしたいと思います。

○議長（赤平末次郎） 石川市長。

○市長（石川光男） 再質問の出戸浜海水浴場のトイレと、それから駐車場の件でございますが、私は基本的に、これは行政が直接、管理組合あるいは海水浴場に踏み込むことはできないと思っています。まず最初は組合の自助努力が大切であろうと思っています。それと同時に、厳しい厳しいというようなご意見は拝聴していますが、その実態というものを我々はまだ把握してないわけですよ。これからその実態というもの、厳しさの内容というものを十分検証する必要があると思います。そういうことで、もう少し突っ込んだ答弁ということは、今言ったようにこれからの話し合いが大事だろうとこう思っています。

それから海岸線についても、これは先ほど答弁申し上げましたが、これはボランティアも含め市民の皆様、あるいは行政機関の職員等々がもっと積極的に参加していただくよう、これからも努力してまいりたいと思います。

それから高校生の通学費用の半額補助については、先ほど教育長が答弁しましたが、現行の制度を活用してほしい、ということでございます。

それから除排雪の計画書策定、予算の前に計画書、策定書を提示するという点については、担当部長の方から答弁させていただきます。

○議長（赤平末次郎） 伊藤部長。

○産業建設部長（伊藤賢志） 除排雪計画に関しての再質問にお答えします。

あくまでも合併の協議で決まった除排雪計画というものを策定するには、旧3町のこれまで続けてきた除雪体制というものをまず尊重しなければならない。そして、この合併によって連携して効果をあげなければならないということで、今、道路体制とか連携した除雪体制の原案を練っている最中でございます。この予算というのはあくまでも、

旧3町の除雪体制を基礎とした額であって、降雪量にもよりますけれども、連携により省力化ができれば減額になるし、また降雪量が増えれば額は増えますけれども、今までと違って、それぞれの旧町単位でやるわけではございませんので、当然委託業者なり、それから直営でやる部分もございますので、連携した体制というのはこれから組みたいと思っております。それで、今現場の調査にあたっていますので、策定次第、皆様に公表したいと思っておりますので宜しくお願いします。

○議長（赤平末次郎） 小林教育長。

○教育長（小林 洋） 先ほどの協定書の期間のことですが、このことについては私の基本的な考え方ですが、やはり2年間、あるいは1年間なりをきちんとやって、その結果どうであったか、そしてそれがその次にどういうふうにつながっていくかということの評価して検証しながら、次の課題を見つけて進んでいかなければならない。まず当面は、この状況の中で進めてまいりたいと考えております。

それから「現場の先生方が何をしたいのかわからない」というようなご質問でありましたけれども、既に各学校に対して、このことについては校長先生方、先生方も検討したようであります。それで今要望書が出てきております。このことについても皆様にいずれお示ししたいと思っております。そして、これがどうであったかということもきちんと示してまいりたいと思っておりますので、これからもご指導のほど宜しくお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（赤平末次郎） 50番、再々質問ありますか。

○50番（阿部幸基） ありません。

○議長（赤平末次郎） これをもちまして、50番阿部幸基議員の一般質問を終わります。

◇次に、6番菅原 勉議員の発言を許可します。6番。

○6番（菅原 勉） 私は6番菅原 勉です。このたびの定例会において一般質問の機会を与えてくださり、深く御礼を申し上げます。

合併し、半年を過ぎました。この間、石川市長はじめ市職員の皆様には大変な毎日であったことと察しております。本当にご苦労さまと申し上げるものであります。今年是比较的天候に恵まれ、農家の人たちもほっとして、秋の刈り取りに入る時期となりました。しかし、アメリカ南部ではハリケーン「カトリーナ」が風速70メートル以上で大災害を与え、多数の死者と家屋の損壊が出ております。国内でも先の台風14号は沖縄から

鹿児島、宮崎はじめ山口、島根、さらには北海道までも大雨と土砂災害の大きな被害を与えたのであります。被災されました皆様に心よりお見舞いを申し上げます。また先日の衆院選においては自民党が296議席を獲得し、圧勝したわけでありましたが、勝っておごることなく国民の幸福のために真剣に活動してくれるものと信じる1人であります。

私は次の3点について質問をさせていただきますので、宜しくお願い致します。

第1に安心安全なまちづくりについて、市の広報9月1日発行の「かたがみ」の中に、「平成17年度下水道工事天王地区が始まります」と案内されております。それによると、実施区域は出戸新町と細谷地区となっております。私どもは先の6月定例会中に天王、昭和、飯田川全域の各関係施設を視察研修致しました。そのとき、天王地域の福祉施設の「くらかけの里」でいろいろ状況を伺い、行政支援の必要性を強く感じております。くらかけの施設は老人保健施設、定員100名、特養施設50名、ショート8名、さらにはデイサービス25名、それに職員110名、総計約300名、面積は6,000坪でありました。ここは27年前に建設され約20年間、その汚水処理は合併浄化槽処理で周辺に地下浸透処理され、平成8年鶴沼台浄水場の建設に合わせて農業用水路に放流したとのことでもあります。また、鶴沼台浄水場は1日1,200トン、年間4万3,800トンを揚水し、世帯数では1,400戸、人口では4,500人程度、これは旧飯田川町地域全域に供給する規模であります。そこで、老人施設の人員を世帯に合わせると約100世帯であります。市当局においては、年度ごとのいろいろな計画もあろうかと思いますが、私はこの施設の汚水の処理を優先すべきものであり、それが上水道を供給できる市民への安心と安全を与える施策と考えるものであります。現時点では天王地域の上水道は良好と伺っておりますが、この地域の計画をどのように考えているのか。また供用開始は何年となっているか、ご答弁をお伺いするものであります。

第2に、全国的な社会問題の1つであるアスベスト材の使用不安解消についてお伺いを致します。市長の行政報告でも述べておりましたが、市内の施設約286か所中28か所についてさらに調査中とありました。素早い対応に敬意を表するものであります。そこで、一般市民のアスベスト材使用に対する不安への対応はどのようになっているのか。また、私は、全市民に1日も早く安心して生活してもらうためにも、各町内に窓口と看板を設置して、調査員を市内に何名か委嘱するなり、いろんな方法を講じて市民の要望にこたえるべきと考えますが、当局のご所見をお伺い致します。

最後に、子育て支援策の充実についてであります。国の人口動態調査によりますと、

当初日本の人口は平成18年度より減少に向かうと発表されておりましたが、先の発表では本年上期の実態は死亡約60万人強、新生児の出生は約57万人となり、既に約3万人の減少に入っていると。約半年早く本年から日本の人口減少化が始まった、とあったのであります。これはますます少子高齢化の社会問題が進行しているのであります。この問題解決のために行政支援が重要であります。

現在、出生時に支給されている出産一時金30万円の支払い方法であります。この見直しをやってはいかかかということをご提案したいと思います。国保加入世帯の場合、出産届け出後、窓口より本人に支給となっておりますが、この方法を役所から直接医療機関に振り込み支払いを行うのであります。これは出産される本人、家族にとって費用負担の軽減につながり、第2、第3子の出産にも大きな影響を及ぼすものではないかと考えます。

もう1点は、年度途中における乳幼児の保育園入所希望者への配慮であります。以前から比べるとかなり緩和され、県内外、市外からの入所も可能となりましたが、いまひとつ行政の対応が不十分と考えるものであります。つまり行政側は規則に合わせるのではなく、相談する市民の側に立って物事を考え、市民のために尽くすのが本来の業務であるはずであります。一口で「それは無理です。だめです」。こんな対応ではサービスとは言えないのではないのでしょうか。全く規則や条件等も知らない市民に対しては、もっと懇切丁寧な対応こそが、市民に愛され親しまれる職員ではないのでしょうか。当局の温かい思いやりのある答弁を期待して質問を終わります。

○議長（赤平末次郎） 当局の答弁を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 6番菅原議員の一般質問にお答え致します。

まず、安心安全なまちづくりについてお答えします。

天王地区鶴沼台の福祉施設、老人保健施設「くらかけの里」、特別養護老人ホーム「松恵苑」、デイサービス「はまなす」は昭和62年から平成6年に建設されており、3施設併せた水道使用水量は一般家庭約170件に見合う量と把握しております。現在の汚水処理の状況は、それぞれの施設において合併処理浄化槽を設置し、付近水路へ処理水を放流しているようであります。このことを優先すべきであるというご提言であります。当施設は旧天王町公共下水道事業計画第4処理分区に含まれ、平成16年において認可取得しております。今年度より平成22年度までの認可計画にて流域下水道接続点、最下流より工事を実施致しますが、同施設は上流側にあり、接続までは数年、3ないし4

年を要すると考えています。今後、ブドウ園団地、鶴沼台団地の一部をあわせ年次計画により工事実施してまいりたいと考えております。

2点目のアスベストの件にお答えします。アスベスト材の使用不安の解消については、本市において3庁舎の総合窓口センターにアスベスト相談窓口を設置して対応しております。現在のところ本市において相談はありませんが、秋田県ではアスベストに関する健康相談を各保健所で実施しており、労働被害に関することにつきましては労働基準監督署で対応しています。ご提言の総合窓口の看板、あるいは周知等については、広報10月1日号でももちろん周知しますし、ご提言の看板等についても十分検討してまいりたいと思っております。

それから3つ目の子育て支援対策の1については教育長が答弁致します。2つ目の出産時における出産一時金の支払い方法を、医療機関への直接支払いを実施して事務の簡素化を実施する考えはないか、ということですが、出産時における出産一時金については国民健康保険法第58条第1項により「保険者、市は被保険者の出産に関して条例の定めるところにより出産一時金の支払いを行うもの」とされていることについてはご承知のとおりと思っております。ご質問にあります出産一時金の直接支払いについてですが、出産一時金は助産費と育児手当金が統合されているものでありますので、医療機関への直接支払いはなじまないものと考えます。また、直接支払いによる事務の簡素化ですが、これに伴う事務の負担は特にないものと考えておりますが、いずれにせよ市民へのサービスの低下にならないよう十分指導してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（赤平末次郎） 小林教育長。

○教育長（小林 洋） それでは子育て支援の策の充実について、保育園の途中入所のことについてであります。ご質問にお答えしたいと思います。

ご質問の入所についての規制の緩和でございますが、保育所制度の運用については、利用者、保育関係者等からの要望を踏まえ、保育時間は1日最低基準8時間の保育時間によって運営することを原則としております。乳幼児の保護者の労働時間その他の状況等を考慮して、現在11時間の開所が可能となる措置を講じております。

保育所入所手続き等に関しましても、地域の実情に合わせて実施してきておりますが、今後とも制度の弾力的な運用を図っていきたいと考えております。

それらに関連して、就業形態が多様化し、一時保育や広域保育の需用も増えている傾

向にあります。画一的な受付に終えることなく、県や関係市町村と連携を取りながら入園希望者の意向に添えるように進めてまいりますので、宜しくご指導をお願い致します。終わります。

○議長（赤平末次郎） 再質問ございませんか。

○6番（菅原 勉） 再質問をさせていただきます。

第1点でございますが、鶴沼台団地を含めて行くと。3年ないし4年、こういう計画のようでございますが、あの規模の費用対効果を考えた場合に、やはり300人規模の方が必ず供用開始するという希望があるとすれば、私は優先してやはり実施するべきじゃないかと。もちろん投入口のパイプのことだとかいろいろ事情もあるようでございますけれども、現行の見直し等も行ってですね、ぜひやるべきじゃないかと。

一例を申し上げますと、昭和地域には杉山病院、それから昭寿苑があります。あそこもかなり的人数がおります。100床ありますけれども、これらにつきましても当局と交渉いただきまして、後谷地の交差点にいち早く導管致しまして汚水処理したという経緯がございます。例えば鶴沼台とかいろいろな地域がありますけれども、実際に費用を投下してすぐ供用開始する世帯はどのくらいあるのか。そういう調査等はどのようになっておられるのか、お伺いしたいと思います。できればくらかけの里の福祉総合施設を、やはり投入することによって、あそこの未利用地を現在の4人ないし5人入っている、そういう部屋をですね、個室とか1人、2人の、そういう部屋の増設等も考えていきたい。これがやはり高齢化社会への私たちの行政支援、並びに就職を待っている雇用の拡大にも十分につながると私は考えている次第です。その点についてお願いしたいと思います。

第2点目でありますけれども、アスベストの相談窓口が現在それぞれ設けておられるようでありますけれども、現在のところは相談がないということではありますが、直接役場の方に相談がなくてもいろんなところで聞かれております。そういう点では、いち早く一斉に全市の市民たちが不安を解消できるようにご配慮をいただきたいと思っております。

第3点目、子育て支援のこの問題についてでございます。

旧昭和町では、それぞれ10日、25日と支払い日が決まっておりましたけれども、それをあえて出産前の費用負担の軽減を図るために、名前を決めて届け出、収入役室で直接支払うと、こういうことを実施しておりました。それは現潟上市においてはどのような考え方で実施されているのか。また、これはなじまないというお話がありましたけれども、出生というものと育児というもの、これは一連のものであって、生まれる日

とその後というのは区別して考えるべきものではないと私はそのように考えます。まして現在45万円ないし50万円ぐらいの費用がかかる、こういう状況を考えた場合に、仕事が全部順調に行っていれば別ですけれども、仕事もないなどという中で子供が生まれており、中絶とかそういう社会問題もいろいろあるわけですが、これを私たちがどういう行政支援を行って次世代に残していくか、こういうことが大事な視点ではないでしょうか。そういう意味では、既に中央の方ではやっているところが何か所もあるわけでありまして。やはり規則、規則じゃなくて、もっと幅の広い温かい行政を進める、私はそのように考えて提案した次第であります。温かいご支援をお願いしたいと思います。

さらには、保育園の受け入れのことでもありますけれども、旧3町の地域はイントラネットにつながっております。ですから、情報は素早くどこの保育所が何人定員が入っている、どこはどうなっている、こういうことは瞬時にわかるわけでありまして。そういう相談を、私が聞いた人は、お年寄りというか、まず、50代の女性でありましたけれども、全くわからないままに相談したらできない、とこういうことでもあります。たまたまその人は市外の人であります。それも短期間、2か月ぐらいの中でありましたけれども、やはり内容のわかる窓口の人がですね、そうであれば、「あなたの場合は本来であればこういう、それぞれの居住の地からこういう証明、こういう連絡を取ることによって出ますよ」と、こういう形。またはわからないのであれば、その担当者が直接、その市の方に連絡を取れば、取れるわけでありまして。窓口でぼんと断わってしまえば、相談に行った人はオロオロしてしまうわけでありまして。こういう点のきめ細かいのが、これからの行政サービスじゃないかと。どうでしょうか。そういう配慮することが本当に喜ばれる役場、市役所職員、尊敬される職員であって、ぼんと断れば「なんだ、あんなもの」と、そういう全く逆の反応が出てしまうわけでありまして。ぜひともこういう点を職員の皆さんも、私たち議員もですね、市民のために働くという点をもう1回確認すべき時じゃないでしょうか。宜しく申し上げます。

○議長（赤平末次郎） 当局の答弁を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 6番菅原議員の再質問にお答えします。

鶴沼台の件については、3年、4年ということをございしましたが、これはあくまでも現在の補助金ベースでの3、4年ということをございしますが、優先すべき点、施設も含めて優先すべきという菅原議員のお考えもわかりますので、一方また補助金ベースでいくと他地区とのバランスということも一方で考えていかなきゃいけないということでご

ございますが、いずれにせよ、この福祉施設については優先すべきであるということの考えはよくわかりました。

それからアスベストの件については、先ほどもお答えしましたけれども、市民に対してよく周知していただくような方策を講じます。

それから支払いの件、出産一時金ですが、今6番さんから全国の例があるということをお聞きしましたので、それらのことを担当の方からよく勉強させて考えていきたいと考えています。

最後の、職員のことについてでございますが、これは言われるまでもなく6月定例議会でも6番さんから大変手厳しい、真摯なご質問があつて今それに対応しているわけですが、今後とも一層、私ども含めて職員一同心を引き締めて市民の行政に対処してまいりたい、と思っております。

○議長（赤平末次郎） 教育長、発言ありませんか。いいですか。小林教育長。

○教育長（小林 洋） 再質問でありましたけれども、今、窓口対応については市長が申し上げたとおりであります。また、2つのことを付け加えておきたいと思えます。

入所の希望があつた場合には、第1志望から第3志望まで出させております。それで保育園同士で調査をしておりますことを、付け加えてます。

それから広域入所のことについてのお尋ねかと思えますけれども、これはこちらの方で受け入れる場合に、例えば他の市で許可を出さないということになれば、これもまた問題なわけでありまして。したがって、私どもよく実情を聞きながらきちんと対応してまいりたいというふうに思っております。宜しく申し上げます。

○議長（赤平末次郎） 6番、再々質問ございませんか。

○6番（菅原 勉） ありません。

○議長（赤平末次郎） これをもちまして、6番菅原 勉議員の質問を終わります。

◇次に21番村井政克議員の発言を許可します。21番。

○21番（村井政克） 平成17年9月の定例議会にあたり一般質問の機会を与えていただき、諸先輩はじめ同僚議員に対して厚く感謝を申し上げます。通告に従い、順次質問させていただきます。

市役所職員の市内居住と緊急時の幹部職員の対応について質問致します。

市が市民の安心安全対策として数々の施策を実施している中で、本市の職員でありながら市内に居住していない職員がおります。これらの職員は、市民税はもちろん市内で

の経済活動に少なからぬ影響を与えると思います。

まず1点目に、市外居住職員が何人おるのか。その中に幹部職員は何人いるのかをお伺いします。

2点目は、災害発生時などの緊急時における幹部職員の対応について質問致します。

去年は、国外では日本人も含め多くの方が犠牲になったスマトラ沖地震並びに津波、国内では新潟中越地震、本市でも台風15号により甚大な被害をこうむるなど、災害に見舞われた年でありました。今年も海外ではアメリカのハリケーン被害が報道される中、日本でも各地で震度5以上の地震が発生しております。特に、東京都では4月23日に発生した震度5強の地震の際、災害対策住宅に住む待機職員が出勤しなかったなど、職員の対応に問題があると報道されたのは記憶に新しいものであります。

災害が発生した直後、迅速に対応するためには日ごろから危機管理意識を持つことを前提とし、災害の対処をマニュアル化したり、災害にあたっては職員の対応の訓練も行い危機管理体制を整えることが大事であります。何よりも緊急時におけるトップの指揮官の対応が迅速で十分なものである必要があると考えます。災害を最小限に抑えるべき地震や風水害などの災害発生時の初動体制を充実させるためには、災害対策の中核となる幹部職員の招集の遅れがあった場合は業務に支障が出るのではないかと心配しております。このような問題について、当局はどのような対策なり、どのように考えているかお伺い致します。

請負契約の方法の改善について。

第1点目は、地方自治法第234条の精神では一般競争入札が原則で、指名競争入札は例外であると理解されております。最近では談合防止も重要な課題であります。潟上市においては平成17年5月20日から平成17年8月12日まで29件すべての工事請負契約を地方自治法167条の第何号に該当として一般競争入札ではなく指名競争入札しておられるか、この点並びに根拠をお聞かせください。

また、数社から10社程度の指名競争入札を行っておりますが、これを本来の法の精神である一般競争入札にするか、または談合防止のために指名業者を倍増するなど検討する考えはないか質問致します。

第2点目は、業者指名のやり方についてです。

6月定例議会で同僚議員からの一般質問で「入札参加業者に差別をしないように」との質問に対して、石川市長は議事録によれば次のように答えています。「業者指名の選

定にあたりましては、できる限り市内業者に最優先等かつ平等に選定するように指示すること。今後とも指名審査会での業者選定にあたりましては、公平に配慮するよう指示してまいりたいと思います」。以上が市長の答弁であります。

ところで、この答弁の前後に実施された潟上市の業者指名において、石川市長はこれまでない特定の業者に対して差別をしたのです。たくさんありますが例を2つだけ挙げます。

例の1つは、市内業者AはB & Gのプールのシート取付工事のここ20年も連続して受注してきた委託業者を、何の理由もなく突然指名から除外したのです。その結果、仕事は秋田市内の業者に受注したのです。

もう1つの例は、天王地区Aクラス3社のうち1社だけが申し訳程度の1つの工事だけに指名され、あと7つの工事の指名から除外されたのです。他の2社は8つの工事全部に指名されております。

なぜ、この2つの業者を指名から外したのか、その理由を具体的に市長から潟上市民から見て納得できる答弁をお聞かせください。

第3点目は、工事請負で議会の承認を必要とする金額は、市になったため1億5,000万円に引き上げられました。それにより、議会に係る契約案件はきわめて少なくなっております。つまりほとんどが議会の審議を受けることなく当局だけで処理していくということになっているということです。

そこで重要なのは、市長の議会における答弁であります。答弁では、業者指名については「地元優先、公平公正でやる」と言っておきながら、実際は全く逆のことをやっているとしたら、議会は・・・・・・・・・・ではないでしょうか。このような現状であれば、議会は見逃すわけにはいきません。議会としても厳しくチェックしていかなければなりません。

市長に重ねてお伺いします。今回の指名の仕方を反省し、今後は地元優先、公平公正にやるということをはっきり答弁してください。

以上であります。

○議長（赤平末次郎） 当局の答弁を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 村井議員の一般質問にお答えします。

お答えする前に、通告書には2番目として、市長は地方自治法をどのように理解しているかと、こういうことを立派に書いていますが、これは答弁いりませんか。

それでは、私は通告書に基づいて答弁致しますので、書いてないものに答弁するのは、これはいかがなものかと。

○議長（赤平末次郎） 村井議員、いかがですか。

○21番（村井政克） 私は地方自治法の、通告の中でもありますように、いわゆる167条の何項に該当するかと、そのことも通告の中で質問しております。

○市長（石川光男） それは3点目でしょう。

○議長（赤平末次郎） ちょっと待ってください、市長。

ただいま村井議員の発言を聞きましたので、暫時休憩致します。

午前11時25分 休憩

午後12時00分 再開

○議長（赤平末次郎） 会議を再開致します。

21番村井議員、先ほどの市長の問いかけに対しての答弁ございませんか。

○21番（村井政克） 市長が、いわゆる通告されていないものについては答弁できませんと。私は通告した中での質問ですよ。

○議長（赤平末次郎） いやいや、通告趣意書の中にあつたものについて質問がなかったので、じゃあ答弁ありませんねと。市長の答弁はそれだったですよ。

それでは、昼食のため暫時休憩致します。会議の再開は午後1時でございます。

午後12時01分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（赤平末次郎） 午前中に引き続き会議を再開致します。

なお、午前中に審査致しました結果を議会運営委員長より報告させます。議会運営委員長。

○議会運営委員長（後藤一志） 議会運営委員会の報告を致します。

契約方法の改善ということで村井議員の質問がありますが、その趣意書の第2項は、「市長が地方自治法をどのように理解していますか」という趣旨の問題であります。これを市長は「聞いてなかったんで答えなくてもいいですね」というふうなお話してございましたけれども、村井議員に「そういうことなのか」というふうに私聞いてみたら「いや、聞いたつもりです」ということですので、村井議員から改めて「市長

は地方自治法の精神をどのように理解しているか」ということを聞いていただきたいと
こう思います。これが議運の話の内容、全議運の報告でございます。

終わります。

○議長（赤平末次郎） 21番村井議員。

○21番（村井政克） 私は、いわゆる契約方法の改善ということで、第1点目は地方自治法第234条の精神はということで、その後云々ということでそのことを私は聞いているつもりでおりましたので、市長の方からこのことについても答弁をお願いしたいと思います。

○議長（赤平末次郎） 当局の答弁を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 21番村井議員の一般質問に答弁を致します。

1つ目の市役所職員の市内居住と緊急時の幹部職員の対応についてであります。市職員は現在337人おりますが、市外住居職員は37人おります。そのうち幹部職員、いわゆる管理級職員は1人です。

災害発生時における対応についてであります。学校、幼稚園、保育園職員を除く全職員について潟上市災害発生時初動体制職員等緊急動員連絡体制が確立されており、そのマニュアルに基づいて職員一人一人がそれぞれの災害業務に従事することとなっております。そのことによる支障がないものとなっておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

次に2点目の工事請負契約、いわゆる契約の改善等について申し上げます。

1つ目の地方自治法の精神についてのご質問ですが、私は自治体の長として地方自治法に則り行政運営を行っております。ちなみに地方自治法の第1編第1条にこう書いています。「この法律は、地方自治の本旨に基づいて、地方公共団体の区分並びに地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大綱を定め、併せて国と地方公共団体との間の基本的関係を確立することにより、地方公共団体における民主的にして能率的な行政の確保を図るとともに、地方公共団体の健全な発達を保障することを目的とする」、こう書いてあります。

それから、本市の工事発注についての質問であります。入札制度には地方自治法施行令の規定により一般競争入札、指名競争入札等がありますが、現在、本市では適正な工事の施工を図る観点から潟上市契約規則に基づき指名競争入札で実施しています。

指名競争入札執行に際しては、地方自治法第167条2項、その性質又は目的により競

争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするときに該当するものであります。

指名審査会の業者選定についてご質問ですが、指名選定については潟上市建設工事等入札制度実施要綱第13条第3項により、庁内部課長6名で構成する指名審査会により透明性の確保、公正な競争の促進、適正な施行の確保、不正行為の排除の徹底のもとに慎重審査の上、選定しております。

議会の議決を要しないものの契約方法についての質問ですが、議会の議決に付すべき契約については地方自治法施行令第121条の2別表第3に基づき、指定都市を除く市では予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負等を定められております。したがって、法律により議決を要する工事等の予定価格について定められているもので、それに基づいて市条例で対応しております。

最後になりますけれども、質問項目の何項にあたるかはわかりませんが、「請負契約締結は地方自治法149条の長の単在事務として規定された予算を調整し、及びこれを執行することの1つであり、これらは長の執行権に基づき一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りによって締結される」とこう書いています。したがって、市長は差別していると言われることについては、先ほど申し上げました業者の選定については業者指名選定委員会が決定し、市長は介入することはできません。

また、「申し訳程度の指名云々」は何を言わんとしているか理解に苦しんでいるところであります。

・・・・・・・について、私は6月定例会の一般質問に答弁したとおり、執行権の範囲内で粛々と執行しております。したがって反省はしておりません。市長は逆の点をしていると言われたことも含めて甚だ心外であります。

以上であります。

○議長（赤平末次郎） 21番、再質問ございませんか。21番。

○21番（村井政克） 緊急時の幹部職員の体制ということで、市長から言われていることは十分に理解できるわけですがけれども、市長はやはり出張とかいろいろな点で忙しいというふうに考えております。そんな中で、誰がトップになってそれを受け止めて有事の場合行動するか、ということをもうちよっと具体的にお話し願えれば幸いです。

それから、先般の6月の定例議会で市長は「指名審査会に対し、市内の業者を優先的かつ平等に選定するように指示する」とこのように答えたから、私は質問したわけでし

て、その時と今回の内容は若干違っているのではないかなというふうに考えております。私は、そのこと、もう1つの問題で、「いわゆる業者に対して選定云々」というふうな市長が話をされておりますけれども、その中で私はやはりこのことについて調べた結果、まだ1、2例があるわけですが、市長が6月に答えたことと今回答弁されたことがちょっと違うのではないかなということで、これをもう1度答弁いただければ幸いです。

○議長（赤平末次郎） 答弁を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 再質問の1点目、市長の出張した場合、誰が指揮をとるかということでございますが、これはマニュアルにきちんと書いてありますので、マニュアルどおりにやりたいと思っています。

2番目の業者云々でございますが、私はあくまでも市内業者が優先であるということは変わりありませんし、これからも指名選定委員会の意を受けて粛々と執行権の範囲内で執行していくということでございます。

○議長（赤平末次郎） 再々質問ございませんか。21番。

○21番（村井政克） 指名業者についての差別について質問しましたが、市長は反省もなく誠意のない答弁で逃げまわっているというふうに私は考えております。これは潟上市民を納得させることはできないと思います。市長、これは重大なことです。あなたは指名から外した理由を曖昧にしていますが、市民から見れば市長選挙の際、石川市長あなたに支援しなかった業者を道連れに指名から外したのではないかと解釈しております。今どき、そんなことはやりません。・・・・・・・・・・でしょう。なぜ、こんな行動をしたか。我々だってこんなことで潟上市のイメージを悪くしたくありません。

市長、もう1度質問します。今回の指名の仕方を反省し、今後は絶対に公平に指名することを約束してください。約束してくれれば私も納得しましょう。いかがでしょうか。

○議長（赤平末次郎） 石川市長。

○市長（石川光男） 私の答弁が誠意がないと、逃げ回っているということは決してないですよ。私は断言できますよ。

それから、「指名から外した外したという云々」21番村井議員は言っていますが、先ほど答弁したとおり、業者選定は指名選定委員会に権限があるんですよ。そこ、あなたはどのよう理解していますか。・・・・・・・・・・とはどういうことでしょうか。これも聞き捨

てならない。したがって反省する気持ち、毛頭ありませんよ。

以上です。

○議長（赤平末次郎） 再々質問まで終わっていますので、これをもって21番村井政克議員の質問を終わります。

（「議長」の声あり）

○44番（堀井克見） 今、21番の一般質問の再質問、そしてまた再々質問の中で、神聖なる議場において誠に適正を欠く不適切な発言があるのではなかろうかというふうに考えます。したがって、神聖な議場の権威というものを今後きちんと守っていくためにも、議会運営委員会を開いて、その真意、その根拠等をですね、しっかりさせまして、本人はもとより当局である、当局の代表である市長の名誉にかかわる問題だというふうに思いますから、しっかりと整理をしていただきたい。

したがって、まずはその突破口として議会運営委員会の開催を私から求めたいと思います。

（「異議なし」の声あり）

○議長（赤平末次郎） 挙手の場合は自分の番号を言ってください。はい、24番。

○24番（伊藤 博） 今の一般質問の件に関しまして、やはり3つの点で今、整理をしていただく必要があると思います。

1つ目は、最初に議長が確認しましたがけれども、会議運営上のルール、これは通告書に基づいて一般質問をされているわけですがけれども、通告書に記載しておきながら本人は含めたつもりと言いましたがけれども、やはり通告書に則っていない一般質問が議会で進行される。これは今後どういうふうにするのか整理しておく必要があると思います。

それから質問の内容ですが、この問題については先ほど市長が言われたように、執行権にもとる問題が多く含まれていると思います。ですから、質問の中身が執行権への侵害にあたらぬかどうか、ここも議運で整理をする必要があるかと思っています。

それから3つ目は、やはり再質問、再々質問の中に、もちろん最初の質問にもありましたが、不適切と思われる言葉、それから表現を使った質問が多々ありました。この辺についても、どういうふうに取り扱うのかを議運できちんと整理しておく必要があるかと思っています。

ですから、私の方からも議運を開くための休憩動議を提出致します。

○議長（赤平末次郎） 暫時休憩して議会運営委員会を開くことに議会運営委員長にお願い致します。

暫時休憩致します。

午後 1時16分 休憩

.....

午後 3時18分 再開

○議長（赤平末次郎） 会議を再開致します。

会議を再開致します。

長い間、議会運営委員会において審査致しましたけれども、議会運営委員長より報告を求めます。後藤委員長。

○議会運営委員長（後藤一志） 長い間、議運のことで中断させまして誠に申しわけないと思います。

会議としては、1つは会議ルールに則ってやった方がいいんじゃないかということがありまして、それは会議ルールに則ってこれからきちんとやってもらいたいということが1つであります。

それから不適切な発言、不適切な言葉があったと。それから執行機関を侵害するような発言があったというふうなことでありましたけれども、それで本人の村井議員を呼びまして「反省して、そして釈明をしたらどうだ」というふうなことを申し上げましたけれども、村井議員は「そういうことはする必要がない」というふうなことでありましたので、そうなる和我々の議運の埒外だというふうなことで、議長に取扱いをお願いしたということでもあります。

以上です。

○議長（赤平末次郎） 長い時間の議会運営委員会の審査でございましたけれども、21番の村井議員の発言の中に・・・・・・・・等、あるいは・・・・・・・・等不適切な発言があったということで、議会運営委員会も発言の取り消しを求めるべきとの結論で村井議員に発言の取り消しをお願いしたところ拒否されました。本人の言い分には「自分の発言に不穏当性はない」ということでございます。

よって議長の権限において、地方自治法129条の条項に基づき、発言の取り消し命令を出します。

村井議員、何か発言ございませんか。21番。

○21番（村井政克） 今、私の発言が取り消しというのは、どこの部分とどこの部分が取り消しの発言になるのか。このことを議長から説明がないと。

それから議運の委員長の報告の中では、いわゆる侵害していると。どこの部分で、どういうふうに侵害しているのか、その説明がなければ私は納得できません。

ただ、・・・・・・・・・・・・・・・・・・ということについては言い過ぎであったかなど、そういうふうな反省をしておりますが、それ以外のことについては私はどういうふうにしてその部分が、いわゆる議長の129条ですか、そういうことの中で、自治法の中の129条の中で触れられておるのか、その部分を明確に説明してください。

○議長（赤平末次郎） ただいま報告したとおり、129条というのは議場の秩序の維持でございます。そういう意味からいって、発言の内容、あるいは発言の字句等に不穏当な部分があれば、議会の秩序を乱したものとして129条に基づいて発言の取り消しを命令した次第でございます。

○21番（村井政克） その部分が、先ほど来何回も質問してはいますが、どこの部分とどこの部分がそういう不穏当な発言があったのか、侵害をしてあったのか、その部分をお話ししてもらえなければ私は納得できません。

○議長（赤平末次郎） 少なくとも、これ議長が答弁することなのかどうか分かりませんが、議会運営委員会において村井政克議員の発言の中で、1番大きな問題は、・・・・・・・・・・という、その発言であったと思います。その詳細につきましては、議会運営委員長より報告させます。

○議会運営委員長（後藤一志） 議会運営委員会では、村井議員を来ていただきまして、そして釈明をし、反省する必要があるのではないかというふうなことをお話ししました。しかし、「一切そういうことはする必要はないし、自分は市民の中でこういうことを言っている人もいるから私が言ったのだ」というふうな意味のことを言いましたので、私はあえてどこのところと、どこのところがとその時に聞かれば私1人でなくてほかの委員もおりますので、そういうふうなことを追及できたかもしれませんが、それも村井議員は聞かなかつたので、何もそういうことには言及しませんでした。

○議長（赤平末次郎） 21番の村井議員に申し上げますけれども、議長としての議長権限として、この命令は最終命令でございます。承知願います。

○21番（村井政克） 議長、今、後段の方の議会から、いわゆる何回も質問してだめだと言わなければならないけれども、これは私にとっても大事なことです。それは議長権限というのは、

確か私も認めるところが大きであります。ただ、その中でどこの部分とどこの部分が、いわゆるだめであったのか。どの部分が侵害されたのかということをはっきりしなければ私は納得できませんよ。ただ今までの中では、私前段でお話ししたとおり・・・・・・・・・・と、その部分については釈明致しますという話をしておるでしょう。その部分でもう1度答えてください。

○議長（赤平末次郎） そうするとあれですか、・・・・・・・・・・という部分については取り消しをするということですか。

○21番（村井政克） はい、そのとおりです。

○議長（赤平末次郎） 暫時休憩致します。

午後 3時25分 休憩

.....

午後 3時25分 再開

○議長（赤平末次郎） 会議を再開致します。

村井議員の言い分は言い分なりに、私が下した命令は最終命令でございます。ご承知願います。

会議を進行致します。

ただいま懲罰動議が出されております。2人以上の賛成者がございますので、この動議は成立致します。

日程を追加して、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることを採決致します。

採決は起立でお願い致します。

その前に資料をお配りします。

暫時休憩致します。

午後 3時26分 休憩

.....

午後 3時27分 再開

○議長（赤平末次郎） 会議を再開致します。

ただいま資料が皆様にお配りされたと思っておりますけれども、日程に追加し、動議を議題とすることに賛成の方は起立願います。

○30番（西村 武） 議長。

○議長（赤平末次郎） ちょっと待ってください。何ですか。

○30番（西村 武） 大事なことなので、暫時休憩して、いろいろ会派の調整もごさいますので、暫時休憩願います。

○議長（赤平末次郎） 暫時休憩致します。

午後 3時28分 休憩

.....

午後 3時40分 再開

○議長（赤平末次郎） 会議を再開致します。

ただいま提出されました、この動議を日程に追加し、追加日程として議題とすることに賛成の方は起立……はい。

○28番（佐藤恵佐雄） ただいまの懲罰動議が急に出されました関係上、私どもは考える時間がほしいと思いますので退場をさせていただきます。

（28番佐藤恵佐雄議員、6番菅原勉議員 退場）

○議長（赤平末次郎） はい、許可します。はい、44番。

○44番（堀井克見） ただいま懲罰動議が追加日程として取り上げ、内容については配布されておりますが、はっきりしなければいけませんので、提案者からですね、提案理由の説明を求めたいと思います。

○議長（赤平末次郎） 堀井議員、議題として成立した後に提案者の説明を求めますから。それでは、この動議を日程に追加し、議題とすることに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（赤平末次郎） はい、着席ください。起立少数でございます。よって、起立が少数でございますので、ただ今の議題とすることは否決されました。

改めて後日、議事日程に記載して議題とすることに致します。

それでは一般質問の議事日程を進行致します。

暫時休憩します。

午後 3時43分 休憩

.....

午後 3時44分 再開

○議長（赤平末次郎） 会議を再開致します。

◇それでは、28番佐藤恵佐雄議員の発言を許可致します。28番。

○28番（佐藤恵佐雄） 9月定例議会にあたり、一般質問の機会を与えていただきまし

たことに感謝を申し上げたいと思います。突然の衆議院解散によりまして慌ただしく選挙もありましたところで、ほっとしているのではなからうかと思っております。

さて、新市潟上市が誕生して早いもので半年になろうとしております。行政当局におかれましては、石川市長はじめ新市建設計画の将来像であります「活き生き36000の夢づくり一人ひとりが輝くひとと環境にやさしい田園都市」の実現に向けた取り組み、また市民の目線に立って住民福祉の向上に日夜ご尽力されていることに対し、深く感謝を申し上げたいと思います。それでは、通告に申し上げております順に従って質問致しますので、宜しくお願い致します。

最初に文化会館建設についてであります。

これまで旧3町は、まちづくりは人づくりという重要理念を掲げ、乳幼児から小中の永久校舎の教育施設の建設、また若者と老人に至るスポーツ施設や高齢者にやさしい老人福祉施設整備充実を図るなど、財政の厳しい中で有形無形の財産を築いてまいりました。しかし、残念ながら総合的な芸術文化活動の拠点であります文化会館が潟上市にはないのが現状であります。今、全国の公立文化会館は2002会館が建設されております。近年、都市や地域間の交流が進み、また情報化、国際化が現代社会の課題となっているとき、この種の施設に対する市民のニーズはますます高度化、多様化してきているとされております。時代をつくるのは人であり、その人を育てるのは教育、文化、芸術であると言われております。今日の日本はバブル崩壊に端を発し、夢と希望と元気をなくし、精神的荒廃が急速に進んでおります。このような時代の状況化を鑑み、豊かな心を育む潤いの場として、すぐれた芸術文化の鑑賞、市民から親しまれる賑わいの場、新たな心の交流の触れ合いの場として21世紀にふさわしい潟上市の新たなシンボル、そして未来を大きく拓く希望の光となる総合的な芸術文化活動の拠点である殿堂の必要性が重要となってくると考えます。

そこで、潟上市として新市建設計画で文化、スポーツの振興を目指し、文化会館やプール等のスポーツや芸術文化活動を活発に展開していく上で必要な施設の整備充実を図るとありますけれども、いつごろの建設をめどにしているか伺いたいと思います。

次にアスベスト対策についてであります。

6月末に大手機械メーカー「クボタ」大阪、多数の被害者が出ていたことが発覚して以来、アスベスト被害が全国に広がりを見せて、深刻な事態になっております。石綿による健康被害が工場など従業員だけでなく家族や周辺住民にまで及ぶ危険性を、国は29

年前の1976年に把握しておきながら、有効な具体策を講じていなかったと報道されております。これは人命にかかわる大きな社会問題であり、行政の怠慢がもたらした取り返しのつかない問題でもあります。吸い込んでから発生するまで潜伏期間が30年から40年とされ、体内で時を刻む時限爆弾とも言われているように、今後迅速な対応が求められるのは言うまでもありません。現在のところ、秋田県内においてはアスベストによるがん発生の死亡等の実態は発表されていないと思いますけれども、主要調査の結果、学校や他の公共施設などアスベスト使用が確認され立ち入り禁止の措置を取るなどの実態もあり、日々健康被害に対する不安が広がっております。

本市においても、石綿含有使用の疑いのある施設は28施設と発表されましたが、今後一層の監視強化を図り、実態調査結果を速やかに報告するとともに、アスベストが確認された施設については市民の不安解消のため1日も早い除去の実施をすべきと思うが、市長の考えについて伺いたいと思います。

次に追分小グラウンド整備についてであります。

本小は昭和29年の4月、地域住民の強い望みがかない、緑豊かな環境、小高い丘に住民総参加の勤労奉仕のもとに開校の運びとなったと聞いております。その後、児童数の増加に伴い、昭和55年に鉄筋3階建ての近代校舎となり、創立以来、数多くの人材が各界で活躍しております。グラウンドについては昭和31年5月に新設し、昭和45年3月に完成をみましたが、地域住民の運動会で利用した際など100メートルコースが取れない等の不便さの声もあり、それらの要望に応え整備拡張に努めて今日に至っております。最近の話でありますけれども、雨が降った後の水はけが悪く、グラウンドでの野球練習等に支障を来しているという状況であり、どうかしてほしいとの父母関係者の声でありますけれども、その実態を把握しているかどうか、お伺いしたいと思います。次に校舎よりグラウンドが高いため練習風景などが見えない不便さがあり、これまで何回となく地域住民や学校関係の方々より整備改善の要請をしてきた経緯があります。新生潟上市追分小の児童の安心安全のために、また歴史と伝統のある追分小のスポーツ環境をより充実するためにも校舎から見えるグラウンド整備が必要だと思いますけれども、教育長の考えについて伺いたいと思います。

最後になりますけれども、教員の不祥事についてであります。

これは潟上市におきまして現在のところ不祥事があるという意味で質問していることではありませんので、あらかじめご承知願いたいと思います。報道によりますと、大変

なことをする等の、この場で口ではお話しできないような内容も多々ありますので、言葉を選んで簡潔に質問したいと思います。児童生徒の成長に大きな役割を果たすのが教師である。教えのプロとして恥ずかしくない仕事を、教師一人一人に求められている昨今であります。また、生徒のための教師、教師のために生徒がいるのではないということでもあります。しかし最近、朝日新聞に「夏休みに心配なのは、先生」とありました。子供より教員の方が大丈夫かと思われているのは全く逆さまなことであり、教師として責任と自覚で深く反省しなければ、子供たちが不幸であると思います。教えのプロとして恥ずかしくない仕事を、教師一人一人に求められているのではないのでしょうか。近年、また全国的に教員にかかわる不祥事の報道が強く目を引くわけでありますけれども、この続発する事件を教育委員会としてどうとらえて指導徹底をどのような方法で行っているか。また、いじめを見て見ぬふりをする教員、ストーカーまがいのメール等を送り続ける非常識極まりない教員、いわゆる不適格教員が年々増加の傾向にあると言われております。潟上市における教員の実態等どうなのか伺いたいと思います。

以上、壇上からの質問を終わらせていただきます。

○議長（赤平末次郎） 当局の答弁を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 28番佐藤議員の一般質問の第1点目、文化会館の建設についてご答弁を致します。私は常々、心の合併こそ大事であると申し上げてきました。この基本的な考え方は、潟上市民が芸術文化活動やスポーツなどを通じ交流しながら心豊かに暮らすことを念頭に置いたものであります。新市建設計画には、芸術文化の鑑賞や発表の場として文化交流施設の整備を進めることとしております。また現在、こうした文化交流活動の拠点として利用されております公民館の整備改修も、新市を担う人づくりプロジェクトとしてあります。

質問にある文化交流施設の建設ということの趣旨は理解できますが、私の基本的な考えとしては、行財政改革が必須の今日においては、当面はこうした既存の地区公民館や羽城中学校視聴覚ホールを、また大規模イベント等については体育館等を効率的に活用しながら、現在、市において策定作業を進めております総合発展計画との整合性を図りながら、その取り組み等を協議検討してまいりたいと思います。

次に質問2のアスベスト対策について申し上げます。

現在、窓口センターに設置している相談窓口に来た方を中心に、県中央保健所との連携を密にしながら、住民の皆様の不安を解消するよう努めております。建設物の監視強

化についても、施設の設計図、アスベストの飛散の状況を確認しつつ、今後の分析調査の結果を踏まえ万全な対策を施す考えであります。建設物のアスベスト使用実態調査要領に従い、8月に潟上市286施設を調査し、うちアスベスト使用または疑わしい建物は28施設で、いずれも飛散している施設ではありませんでした。今後、専門家による分析調査のための予算を今般補正計上してありますので、宜しくお願い申し上げます。アスベスト除去については、分析調査の結果報告を見て県などの関係機関と連絡を密にしながら対策を検討してまいりたいと考えております。

3つ目の追分小グラウンド整備と4つ目の教員の不祥事については、教育長が答弁致します。

○議長（赤平末次郎） 小林教育長。

○教育長（小林 洋） 28番佐藤議員の質問にお答えしたいと思います。

3つ目の追分小グラウンド整備についてでありますけれども、1点目の先ほどの質問の中にもありましたけれども、昭和45年3月に整備されてから35年経っております。そのつど対応はしてきましたけれども、水はけが悪いということも伺っておりますし、実際に野球場の1塁側の一部が水はけが悪いということでもありますので、このあとさらに要望の実態を把握しながら、学校並びに利用者等と相談しながら対応してまいりたいというふうに思っております。

2点目の質問でありますけれども、グラウンドが校舎より高いところにあり管理が不便とのことではありますが、以前から休み時間などは先生が交代で児童を見守っておると報告されております。今後もそのように対応してまいりたいと思います。また、他のクラブ活動についても、指導者や子供を守る会、スクールガードなどと連携を取りながら児童の安全に努めてまいりたいと存じます。なお、グラウンドの低地化については、第2グラウンドがありますが、これは平成5年につくったものでありますけれども、この経緯もございまして、どうかご理解願いたいというふうに思っております。

それから4つ目の教員の不祥事について申し上げたいと思います。

教育委員会として教員の不祥事には、公務員として許されざる行為として監督指導にあたっています。そして子供たちが安全安心して学習できる環境に努めています。教員の指導は、すべての学校の職員会議に出席し、教員のあり方について指示伝達してきました。特に、全職員が公務員としての自覚と責任のもとに職責の遂行に努めるとともに、信用失墜行為等により教職員全体の信用を傷つけることのないように厳重に話してあり

ます。また、校長会においては、学校を経営する立場として教職員管理のあり方について話し、教員の指導にあたっては教頭と連携をとることなどを指示してあります。さらに、5月の連休、夏休み前には、市教育委員会として文書で教職員の事故防止について、休業時間の服務について、勤務時間の内外を問わず服務諸規定の遵守や交通事故等の防止に努めるように指示しています。このように計画的、かつ適切な機会をとらえて教員の指導の徹底を図ってきたところであります。また、不祥事が発生した場合には県教育委員会に報告し、速やかに厳正なる処分が下るというふうに考えております。

2つ目の不適格教員についてですが、現在のところ、先ほどの話の中にありました潟上市には、いわゆる不適格教員と言われる教員はいません。今後も教員の実態は校長等から聞き取り、調査や学校訪問等により把握してまいりたいと思います。

以上であります。

○議長（赤平末次郎） 28番、再質問ございませんか。

○28番（佐藤恵佐雄） 文化会館についてでございますけれども、旧天王町時代に櫻庭町長が公約として文化会館の建設という公約、半ばにして、完成というか遂行できませんでしたがけれども、石川町長時代は櫻庭町長のすべての公約と申しませんが、成し遂げられなかったことを継続といいますかね、そういう意味あいでは当選を果たしてきた経緯だと思っております。今現在、潟上市となりましたけれども、町村でも文化会館があるところは多々ありますし、これからは先ほど申したとおり、やはり青少年の犯罪等も多くある中で、心の触れ合いの場として、また心のやすらぎとして、そしてまた芸術文化もまた、そういう意味では大きな役割を果たすと言われております。多目的に使用できる、そういう市民の触れ合いの場として、ぜひともこれからは必要ではなかろうかなとこのように思う次第でございますので、もう1回の答弁をお願いしたいと思います。

アスベストにつきましては、先ほど6番の菅原さんからもお話しありましたが、工場、民間、公共施設だけでなく最も身近かなところでアスベストが使われていると、一般家庭でもですね。これがやはり今後の大きな問題になろうかと思っております。そういう意味では、今秋田県内にはそういう専門的な民間の会社が4社よりないということで、この捜査に対する依頼が殺到しているようなお話しがあります。今後こういう調査、あるいは調査結果が発表になるのは相当遅れる面があるかと思っておりますけれども、特にそういう危険性の高いとみた場合は速やかに除去する。

それから28施設ということが発表されましたけれども、他の市町村では疑いのある場

所といたしますか、例えば学校、あるいは施設の発表をしておりますけれども、鴻上市におきましてはただ施設が28施設あるということだけで今発表しないような感がありますけれども、その辺はどうなのでしょう。

それからですね、追分小グラウンドにつきましては雨降った場合、水はけが悪いということは先ほど教育長も調査した結果、そのようだというのを伺いましたので、どうか宜しくお願いしたいと思います。

グラウンドが校舎から見えないというのは、非常にこれがネックだと思いますね。ああいう永久校舎であり、しかも松林の中で、確かに環境的には素晴らしいですけども、生徒がやっぱりそういうスポーツにいそしんでいるところを気軽に見守られるといたしますか、校舎から生徒を見る、教師が交代して見るということもありましたけれども、そういう無駄といえば語弊がありますけれども、いつでもそういう見守れるような、しかも何といたしますか、一般の父兄の方々が気軽に足を運べるような、階段もかなり高いですし、年配の方でいえば結構上がるにもね、大変な面があると思うんですね、おじいちゃん、おばあちゃんであればですよ。そういう諸々のことを考えますと、将来的にはグラウンドの整備を図るのもひとつの方法だろうとこのように思います。

それから教員の不祥事については、これは答弁がありましたとおり、ただ私がちょっと、教育委員会についてですね、触れたいと思うんですが、教育委員会は私たちが見るには、学校の入学式、卒業式でお話しをする、そういう面より見えないわけですね。実際、どういうことやっているかというのは。ですから、今いろんな中でやっぱり教育委員会でも現在委員になっている人は学校の先生と親しい仲であったり、またいろいろな面で人間関係が深い方であったり、そういう場合には多少何かあっても人間同士しゃべれない面があると思います。そういう意味では、教育委員会の役割というのは、もし先生がいろんな父兄から何か出た場合ですね、やはり的確に指導徹底を図れるような教育委員会でなければならないと思います。実際に私たちも父兄からいろいろなことが、こういう問題があるということでお話しした経緯がありますけれども、なかなか認めないと言いますか、そういう面がありました。ですから、教育委員会の役割というのは大きいと思いますので、実際に教育委員会はどういう面を重視してやっているのか。もしよければ支障を来さない上で話をさせていただければありがたいと思います。

○議長（赤平末次郎） 当局の答弁を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 佐藤議員の一般質問の再質問にお答えします。

1点目の文化会館の建設の件でございますが、28番さんの質問の趣旨は十分理解できます。また、合併前の旧3町のアンケート調査の際にも、飯田川、昭和の方からは文化会館的な施設がほしいという要望があることも承知しております。しかし今後の財政計画等を見ますと、時期を明言することはできません。これからの課題検討として協議してまいりたいと思っています。

それから2番目のアスベストの件の、いわゆる28施設の名前の公表はいつごろになるかというお尋ねですが、今回お願いしている計上の分析ですか、それらがはっきりした時点で、これは公表しなければならないという場合は公表致します。

それからグラウンドの件で、これは教育長も答えましたが、現状は校舎よりもグラウンドが5、6メートル高い、これは承知しています。それを校舎より低めの、いわゆる先生方が児童を見やすいように下げるとすると、これは具体的に検討したことはございませんが、仮にあれを5メートル全部の面積を下げた寄せるとなると天文学的な数字になるのではないかとこう考えられます。そのほかに、別の場所にグラウンドを移転するということも考えられますが、当面のところは、先ほど教育長が答弁したとおり、先生方、あるいは指導者から児童生徒の安全安心のために頑張ってくださいと。行政も滞りなく進めていきたいと思っていますので、宜しくお願いします。

○議長（赤平末次郎） 小林教育長。

○教育長（小林 洋） 先ほど申し上げましたけれども、教育委員会のあり方という、学校に対する指導の仕方についてお話しがありましたけれども、私どもとしては、より学校、開かれた学校づくりをしていかなければならないと。学校のやっていることが見えなければいけないという話を進めながらやってきたつもりでありますけれども、同時に私どもが子供たちの安心安全、そして将来に向かってたくましい子供たちを育てるために、先生方の役割というのは重大だというふうに考えております。先ほど申し上げましたけれども、学校には、そのつど私は行って指導してきたつもりであります。これからもそのような指導の仕方をしていきたいなというふうに思います。今は、先生方一人一人と話をしているところであります。これからもその実態をつかみながら、先生方には私ども育てる責任もありますし、同時に地域の人たちも応援していただきたいというふうに思います。

それから、何かありましたらということでありましたけれども、私どもとしてはそれには迅速に対応したいというふうなことを考えておりますので、いついかなるときでも

ご指導賜れば幸いです。

これからも頑張っていきたいと思いますので、宜しくお願いします。

○議長（赤平末次郎） 28番、再々質問ございませんか。

○28番（佐藤恵佐雄） ありません。

○議長（赤平末次郎） これをもちまして、28番佐藤恵佐雄議員の質問を終わります。

◇次に、46番藤原典男議員の発言を許可します。46番。

○46番（藤原典男） 日本共産党の藤原典男です。9月議会を準備されました市長はじめ関係の職員の皆様、本当にご苦労さまでございます。また、議会の傍聴に来られました皆さん、本当にご苦労さまでございます。私は市民生活にかかわる今後の市の行政のあり方について、市当局の対応なり考え方について4点にわたり質問を致したいと思いますので、市民生活の向上、前進への前向きな答弁をお願い致します。

1点目の質問です。新市発足後の各種減免制度の市民への告知について伺います。

特に私が言いたいのは、国民健康保険税の減免制度と固定資産税の減免制度についてです。少ない年金も減額される、仕事先もなかなか見つからない、仕事の雇用契約を結んでいても毎日仕事があるわけではないなど、この潟上市においても不況、失業の波が押し寄せ、定職についていない方の生活実態は大変なものがあります。つい先日も私は病気で半身が不自由になり、なかなか体が戻らないという方のお話を聞きました。当たり前の健康な体であれば国民健康保険税も家族分も含めて支払いが何とかできるものの、大黒柱が働けない状態になり、税金はおろか生活すらできないと嘆いておりました。納期途中でありましたが、すぐ国保の減免申請を行い半額となりましたが、それでも残りの納期が1期につき2万2,000円でした。急に病気や怪我をした、失業した、災害にあったなど以前とは違う収入状況になったときは、申請により減免制度が適用となりますが、それを知らない市民の方が大勢いると見受けられます。初めて聞いたという声もあることから、それは明らかだと思います。その方たちは、何とか税金を納めたい、しかしお金がないという場合には、法定減免のほかに申請による減免制度があることを知らないのです。国保税を納めることができなければ、やがて短期保険証、そして資格証明書となり、一時病院窓口での負担が全額負担となります。保険税を納めることができないう方が病院に行けないことは明らかです。健康で文化的な生活を営む上で、病気になれば医者にかかり健康を取り戻すことは国民の権利であり、生存権であります。それがお金がないことにより国保税を滞納して医者にかかれなくなると、健康を守る権利

が奪われてしまいます。ですから、法律は支払い能力に応じ国保税を納めてもらい、健康を回復することの権利を明記しております。これが減免制度の存在する理由であり、これにより収入の違いはあっても平等に医療を受ける権利を主張しているものと思います。その時々の家計の状態に応じた必要な国保の減免制度の内容は、合併後どうなっているのか。また、市民が安心して病院にかかれるためにも、そして市の国保収納率を上げるためにも減免が必要と思われる方には、その内容の告知をするのが市当局としての義務と思われるのですが、今までの取り組みを含め内容等について、また減免制度に対する考え方について伺いたいと思います。

また、固定資産税は一律に生活状況に関係なく課税通知が来ますが、これも生活水準に応じ減免の制度が適用されますが、新市になってどう変化したのか、その内容と適用されるとされる世帯に対する告知方法について伺いたいと思います。また、納付が遅れている世帯についてどのような対応をしているのかも伺いたいと思います。

質問の2点目、分庁方式における窓口サービスについて伺います。

新市発足となり早くも半年余りが過ぎました。この間、市民に1番密着したサービスとして各分庁舎の窓口センターでの窓口サービスがあると思います。合併後は住民票をはじめ各種手数料も安い方に統一され、市民に喜ばれておりますが、職員の対応も丁寧なものがあり気持ち良く納税ができたなどの声もあります。市民と直接接する職員の皆様に敬意を表しながらも、残念なことに分庁方式になった故に、今までそれぞれの庁舎窓口でできたものが、一部のものにつき専門に扱う庁舎に行かなければならないことも判明してきました。それは国民健康保険の医療費の一部負担金免除の申請、生活保護の申請、児童扶養手当の申請、市営住宅の申し込み、下水道の受益者負担の減免申請などがそうですが、交通手段を持たないお年寄りや病気がちな人にとってはわざわざ出向くのは大変です。今までの窓口サービスが低下した、不便になったと言われないように必要な申請書は各窓口を用意しておき、従来どおりに各庁舎で対応できるよう職員の教育をはじめとした配置を考えていただきたいと思います。特に生活保護の申請につきまして、天王、飯田川地区の方は交通手段がないと昭和庁舎に出向くには半日以上かかり、病気の方は大変な負担となりますので、特に配慮すべきことと思われれます。各庁舎での窓口サービスへの配慮についての今後の対応を伺いたいと思います。

質問の第3点目です。今社会問題となっているアスベスト健康被害に対する市当局の今後の取り組み方、対策についての考え方を伺います。

現在、石綿関連企業におけるアスベスト被害が、その仕事に従事した者に限らず家族や周辺住民にも及ぶなど拡大しております。石綿の主な原因とされるがんの一種、中皮腫による死亡者数は6,000人を超え、今後40年間で10万人にもものぼると言われており、事態はきわめて深刻であります。こうした実態を招いた原因は、1970年代、既に石綿の有害性が医学的に指摘され、国際的にも明らかになっていたにもかかわらず、国が抜本的な政策を放置してきたことにあります。安全策の不十分なままの大量の石綿の輸入、製造と使用を続けてきた企業と、危険性を認識しながら長きにわたり使用を容認してきた政府の責任は重大です。政府は7月29日、関係閣僚会議を開き、被害の拡大防止や国民の不安への対応、過去の被害への労災認定などの対応を内容とするアスベスト問題への当面の対応を決定し、アスベスト労災234事業を公表しました。政府が責任をもってすべての被害者を救済し、国民の不安を取り除くための対策を講ずることが早急に求められております。日本共産党は1970年代から労働者の健康被害や環境対策を国会質問で取り上げ、早急な製造・使用等の全面禁止を政府に強く求めてきました。この間、健康被害についても被害実態の開示、被害補償と健康診断、被害防止と住民へ説明を求めてきております。経済産業省は9月12日、アスベスト含有した家庭用品の実態調査を公表し、エアコン・冷蔵庫など124社、521品目で石綿の使用が確認されたことを明らかにしました。このうち8月末まで製造が続いていたのはヤマハ発動機の電動自転車など、これはモーター部分の耐熱保護材ですけれども14社、49製品です。石綿含有が幅広い家庭用品に使われていることをホームページでも公開しました。

秋田でもアスベスト問題が言われたのは今から十数年前、秋田魁新聞も報道しております。私も以前国鉄、その後JRに30数年にわたり車両の検針に勤めてきたのでわかりますが、今、私の一般質問をお聞きになっている皆さんは1度は東京方面に旅行の際に、今はなくなりましたけれども電車の3段寝台に乗車されたことがあると思いますが、この列車は修学旅行のときに中学校の生徒にもずいぶん使われてしまいました。この車両の内側に暖房効果を上げるために内側にアスベストが吹き付けられていることがわかり、大きな社会問題となって報じられました。その後、この車両は寝台のベットをはじめ内装品を全部外し、業者が宇宙服みたいなものを着て車両全体をビニールで覆いアスベストの除去作業が行われました。私は業者に渡す前のぎりぎりの前作業をした経験があります。車両の暖房管にも長年使われてきました。ですから、家庭用品への含有だけでなく、学校はじめとした公共施設などの影響により、今後数十年にわたりアスベスト被害

が続くことは予想されるし、大変なことと思います。

学校給食の調理の際、熱い鍋をつかむ手袋にも含有されているという話を聞いてびっくりしました。本市でも学校の機械室や給食室、体育館など大丈夫でしょうか。潟上市では286の公共施設のうち、アスベスト含有材使用の疑いのある施設は28施設と公表しましたが、具体的な名前が出ていません。公表してもよろしいのではと思います。秋田県では38施設がアスベスト含有を認められました。各自治体はこの問題に対し特別の体制で取り組んでいることと聞いております。この問題はアスベストを除去すればいいという問題だけではなく、健康相談をはじめ補償のことなどさまざまな行政としての対応を講じていかなければならない問題を含んでおります。必要であれば市の条例を制定して対応を図らなければならないこともあり得ると思います。

兵庫県伊丹市ではアスベスト対策本部を作り、市長が本部長を務め、助役、収入役など市の幹部が21名ほどで対策本部を作り、窓口も4つ設けました。1つ目の窓口は市民との健康相談の窓口。2つ目は環境調査など。3つ目は公共施設対策の窓口。4つ目は学校教育施設という窓口を作り対応しています。もちろん対象となる学校名、場所などの公表はしております。ここではアスベスト関連疾患健診の実施を40歳以上を対象に、1つ目はアスベストを扱う作業をされた方、2つ目はアスベストの扱う場所に仕事で出入りした方、3つ目はアスベストを扱う場所の近くに住んでいた方、4つ目のご家族がアスベストを扱う仕事をされていた方を対象に、肺がん健診にあわせ無料で検査することを決めております。また、ある2か所では、学校で昭和47年に建てた体育館の器具棟と機械室から発見されましたが、この学校の卒業生で希望者全員に無料で胸部レントゲンの実施をすることを決めております。また、ある学校ではアスベストに関する卒業生を含めた500人の集会を行い、今後の対応策や相談、意見交換も行っています。このように行政があらゆる方向からこの問題をとらえ対応している姿が見られます。公共施設に限らず、民間、個人の住宅の解体の際にも気をつけなければならないと思いますが、今後の潟上市での健康診断、健康管理を含む取り組み方、考え方について伺いたいと思います。また、県や国に対する要望事項、条例の制定などについて考えていることがありましたらお知らせください。

4点目の質問に入ります。環境衛生問題、特に生活排水処理への今後の市の対応について伺います。

まだ上水道、下水道の通っていない地域の実態をどのように市当局は把握しているの

か伺いたいと思います。ある地域ではホームポンプで水を汲み上げ、飲料水として使っているが、出た生活排水を近くの畑に流している。そうすると浸透して循環するので、またその汲み上げた水を飲むことになる、これでは健康に悪いはずだと思っているが20年間そうしてきたそうです。最近、体具合が悪いのはそのせいかもしれない。何とか早く上水道を通してほしい。早く合併浄化槽をつけてほしい。U字溝でも設置できないかという声が寄せられています。上水道でも合併浄化槽でも、どちらか可能性が高い方で対処できないものかと思いますが、上水道を通すにしてもお金のかかることでもあるし、かといって等しく税金を払っている世帯を差別をするわけにもいかないという面もあると思うわけですが、このような環境問題を解決する上での市当局の考え方について伺いたいと思います。

この世帯では市当局のご案内、努力にもかかわらず、合併浄化槽のことも説明会のことも全然知らなかったと言っておりましたが、この点についても今後の市当局の取り組み方の方向も一考しなければならないと思いましたが、その環境状態について、ある市民の方にお話ししたところ、まだ潟上市でもそんなところがあるのかと驚いておりましたが、現実はそのようです。どの程度、市当局はこのような悪い環境下にある世帯数を把握しているのでしょうか。把握しているのであればお答え願いたいと思います。たとえ1件でも緊急を要するものならば、すぐ対応すべきと思われませんが、これについての考え方も伺いたいと思います。今、潟上市が誕生したばかりで今後の新市建設計画にも上水道、下水道計画が大いに反映していくべきことと思います。構想や財政的に考えているのであれば、その点についても今の時点であるとすれば、今後の進め方も含め伺いたいと思います。

以上で壇上からの質問を終わります。当局の前向きな回答をお願い致します。宜しく
お願い致します。

○議長（赤平末次郎） 当局より答弁を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 46番藤原議員の一般質問にお答え申し上げます。

1点目の新市発足後の各種減免制度の市民への告知について申し上げます。

国民健康保険税の減免につきましては、合併前と同様、潟上市国民健康保険税条例の中に減免条項を設けております。また、減免に必要な手続き等につきましては、減免取り扱い規則を定めて、その運用にあたっており、減免対象や減免割合についてはこれまでと同様であります。軽減制度につきましても、低所得者の負担軽減を図るための措置

として、所得に応じ7割・5割・2割の軽減制度を実施しております。次に固定資産税の減免についてであります。これにつきましても国民健康保険税と同様、市税条例の中に減免条項を設け、運用にあたっては減免取り扱い要綱に基づいて行っております。減免申請の件数につきましては、国民健康保険税が106件、固定資産税が134件であります。減免制度の告知についてであります。国民健康保険税につきましては、旧天王町では町広報紙への掲載や納税通知書を発送する際に減免制度のパンフレットを同封した経緯があります。今後、潟上市としても市税について納期内納付や口座振替制度の推進などについてお知らせの際、減免制度についても告知してまいりたいと考えております。いずれにしても、病気や失業などで税の納付が困難な場合は、まず早めに窓口にご相談していただき、そこで分割納付、あるいは減免申請ということになるかと思っておりますので、その点宜しくご理解くださるようお願い申し上げます。

2点目の分庁方式による市民窓口サービスについて申し上げます。

総合窓口センターは、分庁方式により市民の皆様にご不便をきたさないよう各庁舎に設置し、どの庁舎にも同じように行政サービスが受けられるようになっております。合併当初は情報システムなどに慣れない点もあり、市民の皆様にはご不便をおかけしたこともありましたが、合併からおよそ半年、申請処理等もほとんど窓口センターに取り揃えており、業務内容もほとんどその場で処理できるようになっております。窓口センターでは行政情報システムで対応できる戸籍謄本・抄本、住民票、各種証明、市税等の収納などはシステムで対応できますが、ご指摘のような免除、減免関係等の申請または生活保護、児童扶養手当等の申請については、本人からの詳細な聞き取り調査等を経て、さらに審査をし、初めて認定される業務でありますので本課対応が必須となっております。しかし、交通手段のない市民にとっては不便を来すことから、場合によっては本課から担当職員を派遣したり、直接自宅へ訪問するなどして対処しておりますが、一部の方々にご不便を来したことは誠に遺憾に感じております。今後とも住民サービスをモットーに市民の皆様にご不便を来さないよう対処してまいりたいと存じますので、ご理解とご協力をお願い致します。

次のアスベストの件でございますが、公共・民間・個人を問わず今後のアスベスト対策に対する市行政のあり方について、市では窓口相談を設けてはおりますが、今後多くの住民に周知するよう市広報、チラシ等で呼びかけ、一人でも多くの住民の不安を解消したいと思っております。また、関係機関等と情報の把握及び共有をし、対応策を取っていく

考えであります。28施設の公表については、28番さんに答弁したとおりであります。条例化、健康診断等は、調査結果を見て対処してまいりたいと思っております。

4点目の環境衛生問題、特に生活排水処理への今後の市の対応についてであります。市の上水道が整備されていない地域は、天王地区では江川・大崎・天王地域、昭和地区では野村地域で、合わせて約2,100戸あり、その中には1戸離れた家屋もあり、その生活環境はご指摘のとおりと考えています。しかしながら、このような場所は地形的要件、費用対効果、事業の採算面から公営企業で整備することがきわめて困難であります。今後、戸数のまとまっている地域については、負担や加入率の問題もありますので地域自治会とも相談しながら段階的に整備してまいりたいと考えています。

また、下水道の未整備地域は、天王地区では羽立北野・塩口北野・鶴沼台・児玉ほか6地域、昭和地区では大清水北野・大清水ほか6地域、飯田川地区は金山地域で3地区合わせて約3,000戸あります。

上水道で申し上げた離れた家屋の場合、公共下水道、農業集落排水事業の計画区域外であれば本年度より開始している合併処理浄化槽事業での整備が可能です。事業の制約から年間20戸以上でなければできない事業となっておりますので、来年以降の実施のためにも積極的な申し込みを図ってまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（赤平末次郎） 再質問ございませんか。はい、46番。

○46番（藤原典男） ただいま回答いただきました減免の問題についてなんですけれども、7割・5割の減免制度については理解できましたけれども、合併前とその後の減免制度、申請による制度は変わってないということなんですけれども、その中身を私は知りたかったということなんです。それから納付できない世帯に対する対応はどうなっていますか、そういうふうなことも私聞いておりますので、そこら辺も、担当している納税課の方からでも具体的な対応の仕方等伺いたしたいと思います。

それから窓口サービスについての回答をいただきましたけれども、必要な申請用紙をまず準備するということは確認できたと思っておりますけれども、病気、それから交通手段のない方については直接職員が出向いて行ったりしているという努力、見えないところでやっているということについては私は非常に評価します。ぜひ、これからも市民に喜ばれる窓口サービスを継続していただきたいと思っております。

それから3つ目のアスベスト対策についてなんですけれども、私いろいろ長くお話し

しましたけれども、286のうち28施設に疑いがあるということで、これはどんな方法でやったのかということもまず私は問題視しなければいけないと思うのですけれども、今全国的にやっているのは、1度調査をして良いと思ったところでも、やはりまた再調査が必要だということでやっているわけですね。この1点についても検査方法を含めて誰がどういうふうに行ったのかということを含めて、再調査する必要があるのかを検討していかなきゃいけないと思うんです。その点についてもうかがいたい。それから、今後アスベスト被害は、先ほども言いましたように何十年先に発症するかわかりませんので、市としても特別なこの問題の条例等が必要なのではないかというふうなことについてもお聞きしたいと思います。

それから健康問題なんですけれども、希望する方には、健診を無料でやっているという自治体もありますし、特にこの地域はですね、水道管に石綿を含む水道管を使っていますね、その取り替えの際、業者の方が接断するわけですね。粉塵が出るわけですよ。だから、1番不安なのはやっぱり常時扱っていた業者の方とか、そういう場所にいた方を対象にやっぱりね、市としては希望があればやはり無料で健康診断を行うべきじゃないかと私はこう思うわけです。個人宅についても最近新聞で発表されましたが、能代市では個人宅があれば市が個別収集して埋めるというふうなことも聞いているわけですね。そういう具体的なことについても、市としてこれからどういう対応をしていくのかと。私はこれはやはり民間、公共施設だけじゃなくて、個人のところは知らないというわけにはいかないと思いますので、そこら辺の考え方についても伺いたいということと、これはもう市ではできないこともありますので、補償問題とかね、いろいろなことも含まれている。さっきお話ししましたけれども、やはり国や県に何を要請するのかということも、これは市として行政として必要ですから、もし今その点について考えていることがありましたら宜しくお願いします。

それから環境問題なんですけれども、今まで昭和の方では水道事業、独立採算性ということで一般会計からの繰り入れはなかったようなんですけれども、やはりこれはちゃんときれいな水を、市民に提供するというのは市行政の大事なことであって、旧天王町では一般会計からの繰り入れをしておりました。やはり一般会計からの繰り入れをね、新市建設計画に中では大いに努力してやって上水道の延長を図っていくことが必要だと思うんですけれども、そういうふうなことがなければこの問題解決しないと思います。そういうふうなことも含めて、もう1度お願いします。

あとは合併浄化槽については20基以上なければ来年度またやることができないというふうなことから、大いにアピールしてですね、この工事ができるようなひとつ取り組みをしていただきたいというふうなことを再度伺いたいと思います。

以上です。

○議長（赤平末次郎） 当局より答弁を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 46番さんの再質問にお答えします。

1 点目の減免等の制度については、担当部長から答弁させます。

2 番目の窓口サービスについては、今後とも市民に不便をかけないように、なお一層の努力をしたいと思っております。

3 番目の28施設の調査方法でございますが、これは行政報告でも申し上げましたが、設計図、そして目視によって28施設が対象になるということで、これまた先ほどの質問にお答えしましたけれども、今回お願いしている調査の結果に基づいて再調査すると。条例等々のことでございますが、これもあわせて先ほど申し上げましたけれども、専門家からの調査結果を見て判断したいということでございます。個人のことについて能代市の例も言及しましたが、この窓口センターの相談窓口については、個人も含めて実施しているということになっていきますので、それも相談内容等については考えていきたいと。また、公共施設以外のものについては県でも制度がありますので、例えば窓口相談に来た人については、そのような制度等々紹介しながら進めてまいりたいと。

それから一般会計の繰り入れについては、あくまでも独立採算性という特別会計の趣旨がございますので、これらも踏まえながら今46番さんの言った「1日も早く普及をしてほしい」という願いもわかりますので、それらを勘案しながら今後も進めていきたいと考えています。

以上です。

○議長（赤平末次郎） 総務部長。

○総務部長（大越 宏） 46番藤原議員の再質問にお答えを致します。

1 点目の国保の関係ですけれども、この減免審査につきましては藤原議員もご承知のことと思いますが、生活保護基準に基づいて計算した1か月分の基準額と、その所帯の1か月平均収入を比較致しまして、基準額を下回っている場合は50%減免、上回っていても1倍から1.2倍までは30%減免するというような減免基準に基づいた審査を行っております。固定資産税につきましても、これと同様の審査を行っておりますが、基準額

を下回った場合は100%減免、1倍から1.2倍までは50%減免、それから1.2倍以上1.5倍までは30%減免となっております。

それからもう1点ですが、納付が遅れている所帯についてどのような対応をしているかというご質問でございますが、これは今現在、収納課において戸別訪問をしながらその実態を把握し、そして納付、あるいは減免の指導等を行っておりますので、ご理解のほどを宜しくお願い申し上げます。

○議長（赤平末次郎） 再々質問ございませんか。はい、46番。

○46番（藤原典男） 今、大変丁寧な説明がありましたけれども、1点だけアスベストのことについてですね、健康診断を希望する方については今後市で預かっていた、明らかにそういうふうな関係の方がいると証明された方の健康診断については、今お話ししましたけれども無料ということで、肺がん健診の際、加えてのアスベスト健診については無料というふうなことで今取り組んでいるわけですがけれども、それについても早急にやってもらいたいというふうな声があればどうするのかということについて1点だけ伺いたいと思います。

○議長（赤平末次郎） 石川市長。

○市長（石川光男） 健康診断のことでございますが、これは因果関係がはっきりした場合については、当然前向きに対処しなければならないということでございます。

○議長（赤平末次郎） これをもちまして、46番藤原典男議員の質問を終わります。

なお、まもなく5時でございますけれども、会議を延長して行いたいと思います。

◇41番菅原俊雄議員の発言を許可します。41番。

○41番（菅原俊雄） 41番、日本共産党の菅原俊雄です。

あいさつは抜きにして早速大きく5点について質問に入らせていただきます。

第1点は介護保険と、その運営に関する質問でございます。

このたび厚生労働省の給付抑制の実効策として提案されたのが、在宅サービスでは過剰介護、これを口実にした軽度者向けの、いわゆる家事のサービスの利用制限であります。もう1つは、施設に入所している方々、この方々の居住費とか食費を保険外とする。つまり全額自己負担とすることです。国では在宅の利用者は年金で家賃や食費を負担しているのだから、施設に入所している方も同じように負担させると、こういうような重複給付の見直しを法人に導入したのが今回の介護保険法でございます。そして、この利用者がよくわからない中に、しかもこの10月から実施される、現場の介護施設に

関係する方々も大変混乱が大きいんじゃないかと、非常に危惧される声も聞かれます。

そういう中で、第1点は特別養護老人ホーム、あるいは老人保健施設、また療養型の医療施設の入所者の居住費と食費について、この10月から原則として先ほど話したように全額自己負担になります。この負担の実態は一体どうなのか。特に特養老人ホームの相部屋の利用者の負担額は一体どういうふうになるのか。また、デイサービスなどの通所系サービス、この方たちも食費が全額自己負担ということになります。この負担額はどのような実態になるのか。特に利用者とか家族の不安に対して大変な苦悩があります。これに対して市としてもどういうふうに対処していくのか、この点も伺いたいと思います。

第2点は生活保護所帯、あるいは住民税の非課税世帯には負担の上限額が設けるなど、それなりに軽減措置があります。例えば老人保健施設などの居住費や食費の上限額、これは一体どういうふうになっているのか。特に、このたび市としても低所得者対策ということに対して補正予算を組んでいます、この対象者数とか、あるいは関係予算の概要についても伺いたいと思います。

第3点目は、このような健康保険法、利用者が不在の改正のために介護保険制度の発足後初めて的大幅な見直しにもかかわらず、期待の声は全く聞かれないというような現状、特に現場の不安が広がるばかり。こういう中で今これが施行されると。これに対して市長の見解を伺いたいと思います。

大きい2点目は、南部地域の整備事業促進ということでございます。

私は南部地域に住んでいるので、南部地域はよくわかりますけれども、参考までに若干説明しますと、南部地域はいわゆる天王地区と隣接した砂丘地で、追分に1番近いところが大清水北野、それから順序、大清水、大郷守、天神下と4つの町内であります。天神下は天王の細谷という町内会、そこと全く混在したような位置にあります。合併の面では非常に助かっているというところでございます。

次に質問の第1は、この地域が土地計画法に基づいて市街化調整区域に指定されました。それ以後、市街化を抑制すべき地域ということで網をかけられ今日に至っております。市街化調整区域とか市街化区域のことは皆さんもご承知のことと思います。かつては、この地域も開拓によって、あるいはそれ以前の農家の努力によって優良農地とも言われてきましたけれども、現在は荒れ放題、全く雑木林が立ち並んでおる、それこそ農地の放棄地となっております。この市街化調整区域の網を何とかして取り除いてもらい

たいということで、過去何度か町あるいは県なりに町からも要望してきましたが、国がなかなかまかり通らなかったというような状況で、それがこの平成20年度に、あるいは見直されるんじゃないか、つまり市街化を抑制してきた網が取り外されるやに伺っていますが、平成20年の市街化調査区域解除で南部地域の整備事業、これは20年になってからこれからやりましょうというのでは遅いと思います。できたら構想計画はないと思いますけれども、ややそれに近い構想があったら伺いたい。

2つ目は、南部地域は水道水源地域です。昭和地域の水の供給地でございます。こういう環境確保のためにも、また水源地周辺の生活排水に考慮した、この地域の下水道の施設事業が非常によく進められていました。しかし現況としてはまだまだ不十分であります。今後、この下水道施設の現況というか、それはどういうふうになっているのか。また、天王地区に隣接する大清水北野地域をはじめとする南部地域のいわゆる下水道施設事業、あるいは今進められておりますけれども合併処理浄化槽の事業の計画について、もう少し具体的に説明してもらえれば大変ありがたいと思います。

第3点は、潟上市の生活道路の現状と補修計画についてお尋ねします。

私は潟上市が合併してからなかなかあちこちに行く機会がありませんでしたけれども、このたび機会があつて潟上市内をくまなく巡回することができました。市道は市民の日常生活はもちろん、通勤とか通学上、かけがえのない生活道であることは、ふと実感しました。この生活道路が地域によって破損の具合がひどく、また路線そのものが長期にわたって補修されないままになっているというところもありました。周辺の市民に伺いました。「いや、いろいろと要望している。また、町内会の方もいろいろ要望しているけれども、財政上の、あるいは予算的措置ができないということで当局の説明があつて現在に至っている」というふうなことでした。それは私も議会を通して、わかっております。だが、市当局として市道における破損路線の実態、これをどのように現在把握しているのか。また、大変予算が厳しい中で補修計画の見通しも伺いたいと思います。

第4点については、合併時点において非常に大きな話題になりました小字の区域及び名称変更の作業化の推進について。

実は、昭和町議会、昨年度の6月16日ですか、議会は合併作業の1つとして大字の名称について町内会を対象としたアンケート調査を実施した。その中で西部とか南部の全町内会の大部分が、大部分の住民から「小字の名称変更を掲げていただきたい」という強い要望がありました。議会の全員協議会で小字の名称変更も含めて話されましたが、

今もう少し時間をかけて検討してみるという中で、結論は持ち越しになった経緯があります。今、住民の間では「小字の名称変更をぜひ作業スケジュールに載せてほしい」という強い要望があります。これに対する当局の見解を伺いたいと思います。

最後になりましたが、学校教育に関して。

前の議員の方も質問ございましたけれども、潟上市と県教育委員会との連携の協定書を13日に見せてもらいました。その前であったので、こういうふうな通告にしました。この連携の経緯と内容について伺いたいと思います。

私自身も「新しいまちづくりは人づくり」という市長の基本方針には市民とともに賛同して、この仕事に参画したいものと思っています。また、潟上市の教育委員会の学校教育に対する教育条件整備とその充実というか、行政の面でも市民とともに心から感謝しております。さらに私は学校関係の方、先生方と接する機会がありました。今、未来にはばたく子供たちのすこやかな成長を誰よりも願って、それを実践しているのが現場の教職員でございます。目の前の子供たちや親たちの声にどう応えていくか。また、この厳しい教育課程の中で日夜研鑽しながら教職員の努力と、研鑽している教職員のそれこそ努力と情熱に対しては全面的に応援したい、そのために教育行政がもっと現場の教職員がのびのびと仕事ができる、それがイコールのびのびした子供ができる、それが市長の言われるまちづくりと人づくりに大きく貢献する源だと考えております。そういう面で、このたびの市と教育委員会が学校教育に関する協定書を結ばれた経緯と、また協定書の内容、実際これを13日に見させてもらいましたけれども、この時点でこの内容について伺います。また、今現場は大変指導主事訪問とか、あるいはさまざまなもの忙しい。こういう中で、このような協定書が出てきたわけだけでも、学校、教師、児童とか生徒が主人公としての連携なのかどうか。その連携がさらに学校現場にのしかかって多忙化に振り回されるのではないか、ということも私なりに危惧しています。学校現場の現状を教育長はどのようなふうに認識しているのか、その点を含めてご答弁をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（赤平末次郎） 当局より答弁を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 41番菅原議員の給付抑制の介護保険制度とその運営についての第1点目、施設入所者の居住費と食費負担と、第2点目の低所得者対策について申し上げます。

現行制度では、施設の種別にかかわらず1日当たりの食費基準額が2,120円と定められております。これに対する自己負担額は、生活保護を受給している方等は300円、市町村民税非課税世帯に属する方は500円、市町村民税課税世帯に属する方は780円となっております。この食費基準と自己負担額の差額分が保険給付の対象となっていました。法改正に伴い、10月から食費負担分は保険給付の対象外になり、あわせて居住費を新たに負担していただくこととなります。居住費が施設の種別と居室の種類ごとに、食費が施設の種別ごとに定められておりますので、特別養護老人ホーム従来型多床室を例に申し上げます。特別養護老人ホーム従来型多床室の基準費用は、1日当たり居住費320円、食費1,380円を示されており、各施設がこれを目安に居住費については施設の減価償却費、食費については人件費、調理コスト、食材料費を勘案してそれぞれの費用を設定致します。これに対する自己負担額は、収入の状況に応じて4つの区分に分けられます。現行の生活保護を受給している方等は、1日当たりの居住費は無料、食費は300円となりますので、負担増はありません。現行の市町村民税非課税世帯に属する方は2つに区分されます。市町村民税非課税世帯に属する方で合計所得金額と課税年金収入額の合計金額が80万未満の方は、1日当たりの居住費は320円、食費は390円となりますので、1日当たり210円の負担増となります。市町村民税非課税世帯に属する方で合計所得金額と課税年金収入の収入額の合計金額が80万円以上の方は、1日当たりの居住費は320円、食費は650円となりますので、1日当たり470円の負担増となります。現行の市町村民税課税世帯に属する方は以上の要件に該当しないので、各施設に設定する居住費と食費を負担していただくこととなりますので、基準費用額と比較しますと1日当たり920円の負担増となります。また、通所系サービスでは、デイサービスを例に申し上げますと、これまでは人件費、調理コスト、食材料費の実費分を負担していただいておりますが、施設の食費提供体制分加算が保険給付の対象外になりますので、1日当たり390円の負担増となります。

このたびの法改正に伴う関係予算は、本定例会の介護保険補正予算に計上しております。低所得者対策に伴う予算は、保険給付費で8,910万2,000円となっており、保険給付費の介護サービス等諸費からの予算の組み替えで対応しております。対象者数につきましては、現行の減額制度対象者を見込んでおり250人程度を想定しています。最後に、このたびの法改正は高齢者の介護を支え、持続可能な介護保険制度にするためのステップであり、介護保険サービスの提供基盤の強化を図りながらも保険料の高騰を抑えると

いう相反する目標を達成するものであります。

次に、潟上市昭和南部地域の整備計画の1点目、同地域の構想計画について申し上げます。

先般、行政報告しておりますように、現在、総合発展計画は策定過程にあります。ご承知のとおり、都市計画は総合発展計画に定められる将来人口の設定、拠点施設の建設地選定、財政計画、各産業指標の設定、土地利用計画等の重要指標に基づき計画されるものであります。したがって、現行の都市計画をどのように見直しできるかについては、総合発展計画の策定後となります。ただ想定されることは、同一都市計画区域である秋田市の関係、都市計画除外区域の是非、区域区分、いわゆる線引きの有無、幹線道路網計画、またご指摘の昭和南部地区等の主要区域の整備構想等々が重点課題になるかと思えます。主要区域の整備計画の作成にあたっては、旧町の計画、新市建設計画、地域住民や地権者の意向等を尊重して取り組めますので、ご協力ご理解を宜しく願います。

南部地域の整備計画についての下水道整備計画について申し上げます。

昭和地区南部地域の下水道計画につきましては、集居区域を特定環境保全公共下水道事業で、散在散居区域については地形的、経済的な見地から合併処理浄化槽事業にて計画しております。特定環境保全公共事業につきましても、平成5年度から整備開始した天神下、大郷守の一部が整備済みであり、大清水北野においては今年度から隣接する天王地区大長根を含め整備開始し、残る大清水も今後年次計画により進捗を図る予定であります。

一方、合併処理浄化槽事業につきましては、今年度より南部地域を含む昭和地区全域の約200戸を平成25年までの計画にて進捗する予定であります。

次に、潟上市の生活道路の現状と補修計画についてであります。このことにつきましては旧3町において道路改良及び道路維持、修繕等の要望が出されて新市に引き継がれております。現路線の現場を把握しております。これからの箇所につきましては、この後策定する道路整備計画の中で緊急性と財政事情を考慮しながら安全で快適な道路交通を確保するため老朽化した道路施設等の補修を計画的に実施し、適正な市道の維持管理をしてまいりたいと考えております。

小字の区域及び変更の作業推進についてでございますが、小字の名称変更を行うには市民の合意を得るための調査、話し合い、その後の変更に伴う表記事務等、膨大な作業

量となることが予想されます。また、地方自治法第260条の規定により議会の議決行為、知事の告示行為もございます。特に過去の長い歴史の中で形成されてきた字名を変更することに対し、市民合意が得られるかということについても深く思慮する必要があります。これらを勘案し、まずは小字変更によってのメリットや波及効果、具体的な諸手続きについて検討と研究をしなければならないと思っています。その上で将来的にも利便で禍根を残さないものであれば検討してまいりたいと存じますので、宜しく願い申し上げます。

5点目の教育関係については、教育長が答弁を致します。

○議長（赤平末次郎） 小林教育長。

○教育長（小林 洋） 41番の菅原俊雄議員の5つ目の学校教育について、市と県教育委員会の連携事項の内容についてですが、このことについては50番の阿部議員の質問のところで具体的に詳しくお話ししたところであります。これは、あくまでも学校の教育課題を解決するために学校の要望に応じて行うものであります。学校が主体となり、自分の学校を改善するために県教育委員会に協力を求めるために連携の協定を締結しました。連携にあたり、学校からは積極的に活用したいという希望が出てきています。また、保護者や地域でも、この連携した教育に対して関心を持っていただき、子供たちが将来に向けて心豊かにたくましくなるにはどのように、どうしたら向上していくか、どのようにすると学校がよりよくなるかを検討し、ご意見をいただきたいと思います。そして、地域の教育力も向上させたいと考えておりますので、宜しくご指導をお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（赤平末次郎） 41番、再質問。

○41番（菅原俊雄） 4点について再質問を致します。

第1点は、小字の区域及び名称変更の作業でございますが、大変時間がかかると思えますけれども、これを進めていかなきゃならないんじゃないか。というのは、大字決めるときに各町内の方々、皆様もうご承知と思うけれども、私の住んでいる地区も含めた場所は非常に長い小字がついております。葉書に住所を書くのも容易でないというふうな場所です。そういうようなことがいっぱいありますので、ぜひともこれを実現してもらいたい。時間がかかることはわかります。また、ぜひひとつこの担当する課、あるいは所管がどこで、それを進めていくのか、この点も現段階でわかる範囲にお知らせして

もらえれば、私もこのあと担当の人にどこまで行きましたか、ということを知りたいと思います。

第2点、教育関係の方です。

今、教育長からは学校が主体として、ぜひ自治研修所に、学校教育への協力を要望したいというふうなお話でございました。協定書の目的の中には、教職員研修を中心とした県の施策充実を図ると、これが県教委の言う教職員研修です。それから連携の内容の第2条の2に、県教委員会の教職員研修等に小中云々とあります。ここには2か所も「県教育委員会が言う教職員研修」、こういう言葉が随所に出てきてます。これがひとつの根幹をなすんじゃないかと私非常に危惧するわけです。

その中で関連した2点目だけけれども、今、各小学校、特に指導主事の訪問があります。今、教育長さんのお話ししたことは最もだけけれども、過去の例で全然なかったかと。過去の上でも、私達の先輩も含めて学校教育、地域教育に対して全力を通じて頑張って今日の皆さんが育つ、そしてこうしていきいきと生活するというのも事実でございます。昨日、今日からだめになって、今ようやくこの協定を結ばなきゃならないというものじゃないと思います。これは良いことだと思いますよ。やることは良いと思うけれども、私が危惧するのは、主体をどこに置くか。ただ、1条と2条では教育委員会の教職員研修ということばかり言っています。

そこで、現在、各学校でいわゆる教科等の訪問とあります。指導主事の訪問です。皆さんもご存じのように指導主事が頻繁に学校に来られればね、正直言って、まともな授業はできません。子供の授業時数が確保できなければ、先ほどお話しもございましたけれども確保できなければ、やっぱりできる子でも、ある程度即応するにはそれなりの時間をかけなきゃならないんですよ。それが少なくなれば、当然、落ちこぼれが出てきます。そのためにまた先生方が難儀して、放課後でもやっている経緯も聞いております。だから、今の教科等の訪問というのはどういう内容なのか。

教科等訪問というのは今教育長さんからお話しあると思います。これに対して潟上市が非常に多いと、こう伺っております。私は詳しく調べてないのですが。ただし、秋田市はそういうのはありません。秋田市は中央事務所の潟上市がやるようなそういう研修はやっていません。なぜ潟上市が多いのか。教育長さんのことを言っているのではありませんよ。先生の中には、「人事異動の希望を取るときは、潟上市には出さないな」と、こういう裏話もあるそうです。それくらい先生の研修というのがいいわけだし、研修を

積まなきゃだめです。ただ、そのために学校に指導主事が頻繁に来る、その度に、まず先生がみんな集まって研修会を開いたり、そのための準備も必要です。例えば、指導案というものがありますけれども、この指導案は指導主事が来たときは、私の時代は古いかもしれないけれどもB4の半分くらい書いて指導を受けたものです。ところが今は3枚も書かなきゃならない。発言することや、生徒がどういうふうを持ってくるか、それに対してまたどういうことを言うのか、そのとおりにはいかないことがいっぱいあるわけけれども、それも長く長く書いて、そしてそのほかに時間を費やして本当の研修ができないというふうな声も聞かれております。そういう点も含めて、いわゆる教科等の訪問について具体的にお話しをもらいたい。

それから何かあちこち飛んでしまうけれども、3点目。この研修がいわゆる教育事務所の現在ある研修の数と、今度また協定書に結ばれて県教育委員会が改めて学校に、今までは容易でないとした、また来れば子供と接する機会がわりとなくなるんでないか、こういう点が非常に危惧しています。その点はないと思いますけれども、教育行政ではベテランで先生方に対しても非常によく取り組んでいる小林教育長だからあり得ないと思いますけれども、あえてその点もお伺いしたいと思います。

最後の点は、もしこの県の教育委員会のいわゆる協定書に基づいた研修を、それは私いいと思いますよ、勉強するんだから、子供がよくなるんだから。そしてやがてはこの地域がよくなるんだからいいと思います。ただ、主体性をもってやるとしたら、やはり中央事務所の研修を削除するとか、あるいは引くとか、そういうようなことを教育長としてはできないものかと。

以上です。

○議長（赤平末次郎） 石川市長。

○市長（石川光男） 1点目の再質問でございますが、小字の担当は総務部総務課でございます。

○議長（赤平末次郎） 小林教育長。

○教育長（小林 洋） 県教育委員会との協定書の具体的なことについて何度も質問ありましたけれども、これはあくまでも学校が主体となって、学校にこれ以上の負担増を強いるというものではありません。このことだけはきちんと申し上げておきたいと思えます。

この中で県の教育委員会の教職員研修のことについてありましたけれども、私どもは

この市にあります県教育総合センターの機能を、あるいは人的なものを活用しながら、この地域の教育力向上を目指しているわけであります。そういう意味でですね、先ほども申し上げましたけれども、専門的な知識を持った優れた先生方がおりますので、この先生方にまず指導、学校に来ていただく、あるいは授業をやっていただくというようなことが私は大事じゃないかなというふうに考えております。

それから、指導主事から授業をしてもらうということも私は大事だというふうに思っております。これが負担になるというようにお話しありましたけれども、教員の多忙化について若干私の私見を交えながら申し上げたい。教員の多忙化ということについて、いろいろ言われているわけでありますけれども、いわゆる学校の中にはですね、仕事の偏りがあるというふうなことも聞いております。そういう意味でですね、すべての先生方が任務を分担して子供たちの教育にあたっていくべきじゃないかなというふうに考えておりますので、このことについては指導してまいりたいと。

それから先ほどありましたけれども教科等の訪問については2つの方法があります。

1つは、学校の要請に応じて教科の訪問があるわけであります。したがって、すべての学校に来るわけじゃありません。

それからもう1つは、所長訪問というのがあります。中央教育事務所長訪問。これはすべての学校に来ます。これは学校の、いわゆる学校の教育力、例えば学習状況調査なんかもやっておりますけれども、どの辺のどこが問題なのかというようなことをとらえながら指導するということでもあります。そのことがあることをご承知置きいただきたいと思えます。

それから、秋田市がないということはありません。秋田市は中核都市でありますので、秋田市で研修を行うことができるわけであります。そういう意味でですね、秋田市の対応とその周辺とは違うということも1つ申し上げておきたいと思えます。

どうぞご理解賜りたいと思えます。

終わります。

○議長（赤平末次郎） 41番。

○41番（菅原俊雄） 今、教育長さんの答弁の中で、あくまでも学校が主体で学校の要請によって、あるいは学校の要請によっては例えば無理して何回も何回も指導主事が来なくても。教育長さん、要請と言うけれども、そうじゃなくて、要請どころか強制的に向こうから来るやに伺っております。だから、その点、私は先生方の研修とか、あるい

は近くに専門のある方が学校の先生方も、それこそ専門の人方いっぱいいるんですよ。今のセンターにいる指導主事とか、その方よりももっと実践的でやっている方もいるわけです。だから、校内でもそれなりに研修はできるわけです。それが向こうの方からどんどん期日を決めてやると。そうすれば、例えば小学校であれば算数となれば、算数はどの先生もみんな算数やらなきゃならないんだから、全校で算数の授業を見て、その間見ている間は子供たちは自習、またすぐ同じ時間に3時間目になるとまた自習、そういうことがね、指導主事がいっぱい来れば何としてもね、時間的に指導が遅れていきます。そして先ほど教育長がお話ししたように、全県一斉実施の学習状況の調査をやっているけれども、これだって、例えば運動会をやれば、今日までは例えば、中学校では今月は方程式までやると。ところが運動会をやったり学校祭をやれば、そこまで行かない学校もあるんですよ。それを今度一律に一斉実施、学習状況、それを調査して、あなた方はどうして遅れているのか、これでは指導主事をやってももう少し遅れを取り戻してやると、そんな形はね、今まかり通るとしてもね、私はそれはそれとしても、この協定書の中身はそうならないようお願いしたいとこう思います。

以上です。

○議長（赤平末次郎） 答弁必要ですか。はい、小林教育長。

○教育長（小林 洋） 強制研修が行われているんじゃないかというようなことでありますけれども、私は、これが全てではないというふうに思いますけれども、学校からの要請をですね、充分斟酌しながら進めていかなければならないと思っております。

それから、学習状況調査について、進捗のことについて、差が出たのではないかなという話がありましたが、これについては充分調査しながら進めてまいりたいと思います。ただ、子どもが望むのは、子どもたちがきちんと日々の勉強をしながら少しずつ知識あるいは学力が上がっていけばそれに越したことはないわけでありますので、皆様からもいろいろな形でご指導賜りたいと思います。

○議長（赤平末次郎） これをもって41番菅原俊雄議員の質問を終わります。

以上で一般質問を全て終了させていただきます。本日の日程は全部終了いたしました。よって本日はこれにて散会致します。

なお、27日午前10時より本会議を再開致しますので、ご参集お願い致します。

午後 5時27分 散会